

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第1回相談支援専門部会 次第

日時 平成30年6月14日(木) 午後2時から

場所 文京シビックセンター3階 障害者会館C会議室

- 1 開会挨拶 文京区障害者自立支援協議会 副会長 志村健一氏より
- 2 委員自己紹介 【資料第1号】
- 3 部会長及び副部会長の互選 【資料第2号】
- 4 議題
 - (1) 平成30年度自立支援協議会における下命事項について【資料第3号-1~3】
 - (2) 文京区障害者基幹相談支援センター実績報告【資料第4号】
 - (3) 平成30年度自立支援協議会における障害者(児)計画の評価について
【資料第5号】【資料第6号-1~4】
 - (4) 平成30年度定例会議の運営について【資料第7号-1~2】
 - (5) その他
- 5 その他 次回日程等

【配付資料】

- | | |
|---------|---|
| 資料第1号 | 平成30年度文京区障害者地域自立支援協議会
相談支援専門部会委員名簿 |
| 資料第2号 | 文京区障害者地域自立支援協議会 要綱 |
| 資料第3号-1 | 平成30年度文京区障害者地域自立支援協議会
各専門部会の下命事項について |
| 資料第3号-2 | 平成30年度障害者地域自立支援協議会スケジュール |
| 資料第3号-3 | 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図 |
| 資料第4号 | 文京区障害者基幹相談支援センター 平成27~29年度実績報告 |
| 資料第5号 | 平成30年度自立支援協議会における
障害者(児)計画の評価について |
| 資料第6号-1 | 「文の京」ハートフルプラン障害者計画 平成27~29年度
一部抜粋資料 |
| 資料第6号-2 | 文京区障害者(児)実態・意向調査報告書 一部抜粋資料 |
| 資料第6号-3 | 障害者計画(進行管理対象事業)の進捗状況について 一部抜粋資料 |
| 資料第6号-4 | 「文の京」ハートフルプラン障害者計画 平成30~32年度
一部抜粋資料 |
| 資料第7号-1 | 平成30年度定例会議の進め方について |
| 資料第7号-2 | 平成30年度定例会議 固定メンバー名簿 |

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会 相談支援専門部会委員名簿

役職	名前	所属先・役職	電話番号
副会長	志村 健一	東洋大学社会学部社会福祉学科 教授	03-3945-8252
親会委員	樋口 勝	サポートセンターいちよう 施設長	03-3868-2330
親会委員	高田 俊太郎	文京地域生活支援センターあかり 施設長	03-6304-1894
親会委員	佐藤 澄子	知的障害者相談員	03-3946-6645
	森田 妙恵子	トチキ介護サービス 取締役	03-3828-5490
	北原 隆行	文京槐の会は〜と・ピア サービス管理責任者	03-3943-4300
	安部 優	リアン文京 係長 (相談支援専門員)	03-5940-2822
	鈴木 淳	エナジーハウス (相談支援専門員)	03-3828-6517
	東瀬戸 徹	大塚福祉作業所 支援課長(相談支援専門員)	03-3946-5601
	田中 弘治	本郷福祉センター 主任(支援員)	03-3823-8091
	金子 宏之	ワークショップやまどり 副施設長	03-3812-3700
	関根 義雄	スタジオIL文京 理事	03-5814-9225
	本加 美智代	ヘルパーステーションケアワーク東京 主任	03-5815-5812
	阿部 智子	訪問看護ステーション けせら 所長	03-3815-1170
	井上 倫子	社会福祉協議会地域福祉コーディネーター	03-5800-2942
当事者 委員	土屋 功子	[難病]	03-3821-4444
区委員	渋谷 尚希	障害福祉課身体障害者支援係長	03-5803-1219
区委員	永尾 真一	障害福祉課知的障害者支援係長	03-5803-1214
区委員	大橋 文子	予防対策課保健予防係長	03-5803-1230
区委員	木内 恵美	保健サービスセンター保健指導係長	03-5803-1807
区委員	高松 泉	保健サービスセンター保健指導担当主査(本郷支所)	03-3821-5106
区委員	武田 美也子	福祉政策課(福祉住宅係長)	03-5803-1220
事務局	海老名 大	文京区障害者基幹相談支援センター	03-5940-2905
	菊池 景子		
	鈴木 聖人		

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19 文福障第 1705 号 平成 20 年 2 月 18 日 区長決定
- 19 文福障第 2191 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正
- 23 文福障第 2692 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正
- 24 文福障第 688 号 平成 24 年 6 月 1 日 一部改正
- 24 文福障第 2127 号 平成 25 年 1 月 24 日 一部改正
- 26 文福障第 3145 号 平成 27 年 3 月 30 日 一部改正
- 27 文福障第 2238 号 平成 28 年 2 月 1 日 一部改正

(目的及び設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 精神科医師 1 名
- (3) 障害者相談員 2 名
- (4) 別表第 1 に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第 2 に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第 4 条 前条の委員の任期は 2 年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 就労支援専門部会
- (2) 相談支援専門部会
- (3) 権利擁護専門部会
- (4) 障害当事者部会

- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

- 6 部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

- 7 前項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。

- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

- 9 部会は、部会長が招集する。

- 10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関において処理する。

- (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
- (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター

- 13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会 民生・児童委員協議会 文京区家族会	1名 1名 1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所 都立精神保健福祉センター	1名 1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部福祉施設担当課長 福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

各専門部会に対する下命事項は下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進ちよく状況及び議論の方向性を報告する。

また、各専門部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

1 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みを検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う。

成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。

4 障害当事者部会

障害当事者からの情報発信等についての検討等を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

平成30年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成31年7月
地域福祉推進協議会				第1回									第1回
自立支援協議会 (親会)			第1回 (※)		第2回		第3回		第4回				
相談支援 専門部会				第1回		第2回		第3回					
就労支援 専門部会				第1回		第2回		第3回					
権利擁護 専門部会			第1回		第2回		第3回		第4回				
障害当事者 部会			第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		

障害者(児)計画
(H30~H32)の進
捗状況の評価に
ついて依頼

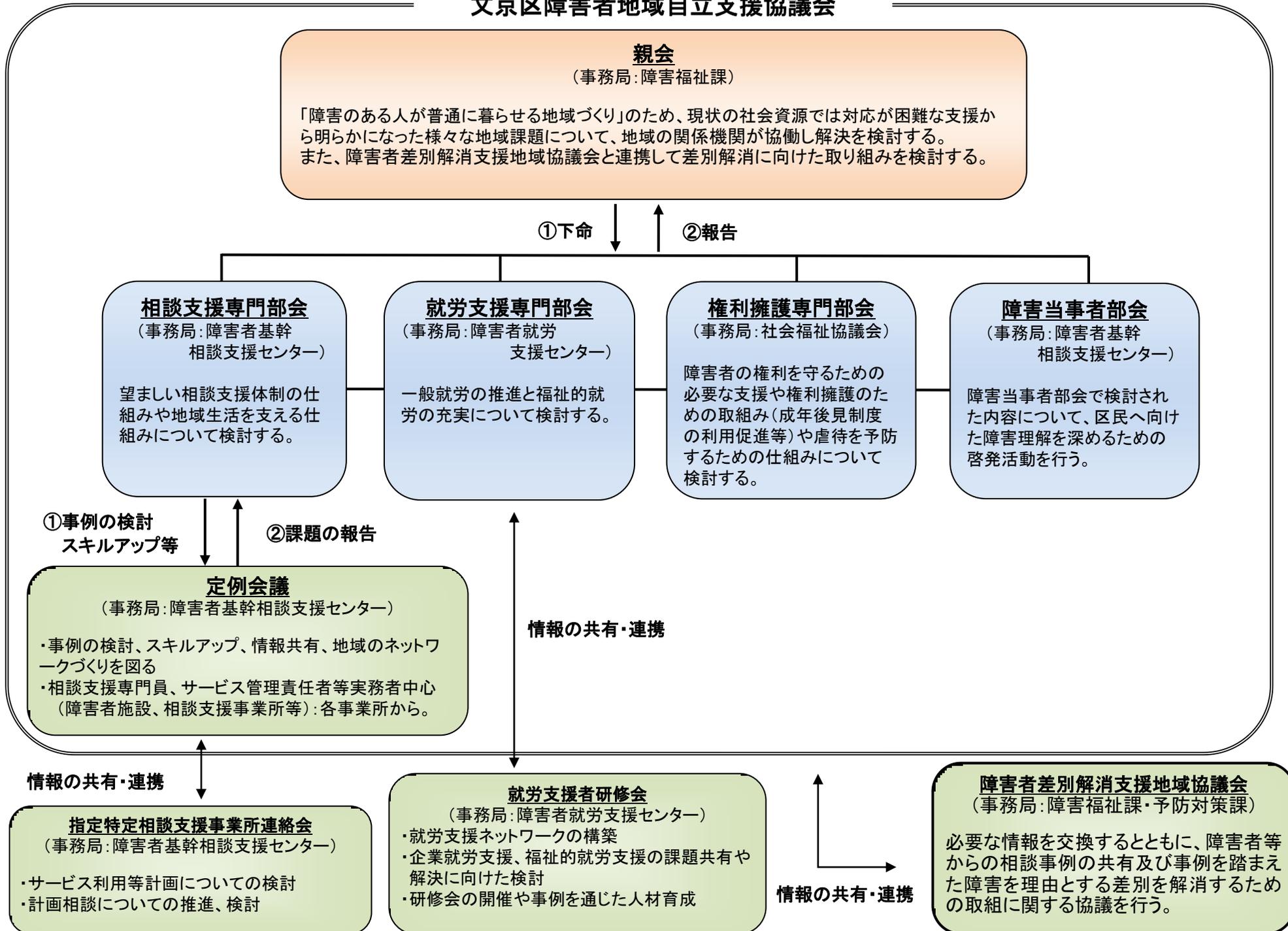
評価結果を報告

障害者(児)計
画(H30~H32)
の評価結果を
報告

各専門部会から障害者
(児)計画(H30~H32)の
進捗状況の評価につ
いて報告

※ 現行の障害者計画(H27~H29)の実績数値が固まるのは、5月末頃を予定している。そのため、第1回の親会の開催を6月上旬頃にずらし、障害者計画の評価を行っていた。それに伴い、全体的なスケジュールが半月程度後ろにずれる予定。7月開催予定の地域福祉推進協議会において、評価結果を報告予定。

文京区障害者地域自立支援協議会

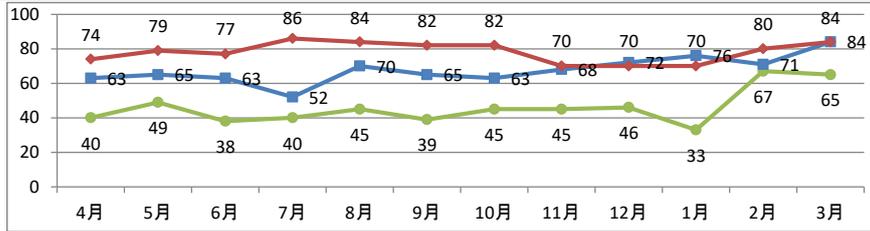


文京区障害者基幹相談支援センター 平成27～29年度実績報告

1.総合相談支援業務

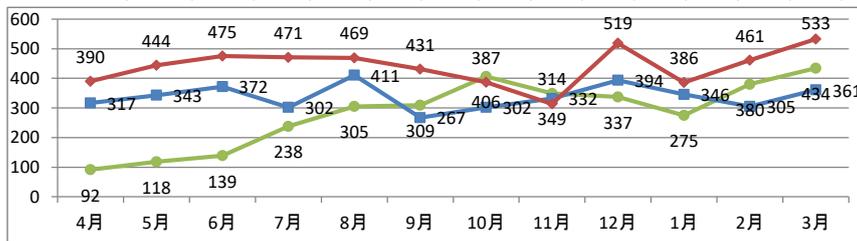
(1) 相談実人数 H29年度:のべ938人(H28:812人。前年度比115.52%)

		単位:人												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
相談実人数	27年度	40	49	38	40	45	39	45	45	46	33	67	65	552人	46.00人
	28年度	63	65	63	52	70	65	63	68	72	76	71	84	812人	67.67人
	29年度	74	79	77	86	84	82	82	70	70	70	80	84	938人	78.17人



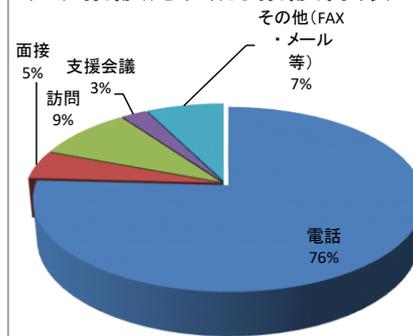
(2) 総相談件数 H29年度:のべ5,280件(H28年度 4,052件。前年度比 130.31%)

		単位:件												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総相談件数	27年度	92	118	139	238	305	309	406	349	337	275	380	434	3,382件	281.83件
	28年度	317	343	372	302	411	267	302	332	394	346	305	361	4,052件	337.67件
	29年度	390	444	475	471	469	431	387	314	519	386	461	533	5,280件	440.00件



相談方法別相談件数 (件)	29年度		前年度からの増加率	28年度		前年度からの増加率	27年度	
	実数	年度割合		実数	年度割合		実数	年度割合
電話	4,006	75.87%	31.30%	3,051	75.30%	29.17%	2,362	69.84%
面接	260	4.92%	-7.80%	282	6.96%	-6.31%	301	8.90%
訪問	490	9.28%	28.61%	381	9.40%	-25.59%	512	15.14%
支援会議	130	2.46%	3.17%	126	3.11%	41.57%	89	2.63%
その他(FAX・メール等)	394	7.46%	85.85%	212	5.23%	79.66%	118	3.49%
合計	5,280	100%		4,052	100%		3,382	100%

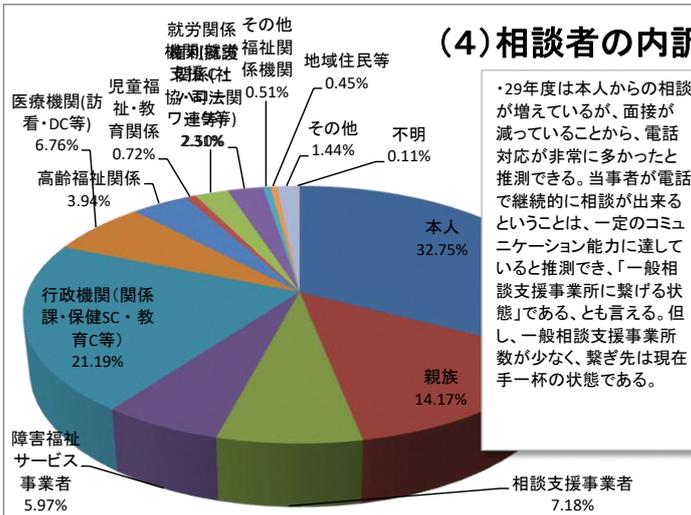
(3) 相談方法別相談件数



・電話件数の割合は毎年増えている。それに対し面接件数は毎年減ってきている。訪問件数は27年度並みに戻ってきてはいるものの、年度内の割合としては減ってきている。このような現象に至ったのは、精神障害者の退院促進の実働は指定相談事業所に担っていただいていること、また、コミュニケーションに課題があり、対応の難しい人が増え続け、他機関との連絡調整が増えている、などが理由として挙げられる。

(人)	29年度		28年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合
本人	1,729	32.75%	1,144	28.23%
親族	748	14.17%	781	19.27%
相談支援事業者	379	7.18%	255	6.29%
障害福祉サービス事業者	315	5.97%	175	4.32%
行政機関(関係課・保健SC・教育C等)	1,119	21.19%	771	19.03%
医療機関(訪看・DC等)	357	6.76%	274	6.76%
高齢福祉関係	208	3.94%	200	4.94%
児童福祉・教育関係	38	0.72%	9	0.22%
就労関係機関(就労支援C・ハローワーク等)	122	2.31%	105	2.59%
権利擁護関係(社協・司法関連等)	132	2.50%	204	5.03%
その他福祉関係機関	27	0.51%	26	0.64%
地域住民等	24	0.45%	28	0.69%
その他	76	1.44%	74	1.83%
不明	6	0.11%	6	0.15%
合計	5,280	100.0%	4,052	100.0%

(4) 相談者の内訳

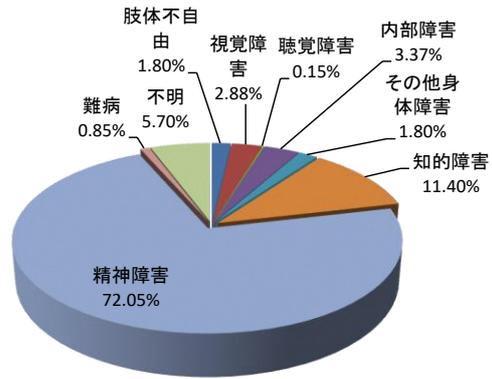


・29年度は本人からの相談が増えていることから、面接が減っていることから、電話対応が非常に多くなったと推測できる。当事者が電話で継続的に相談が出来るということは、一定のコミュニケーション能力に達していると推測でき、「一般相談支援事業所に繋げる状態」である、とも言える。但し、一般相談支援事業所数が少なく、繋ぎ先は現在手一杯の状態である。

(5) 相談内容にかかる障害種別 (件)	29年度		前年度からの増加率	28年度		前年度からの増加率	27年度	
	実数	年度割合		28年度	年度割合		27年度	年度割合
肢体不自由	95	1.80%	11.76%	85	2.10%	-50.87%	173	5.12%
視覚障害	152	2.88%	23.58%	123	3.04%	-59.00%	300	8.87%
聴覚障害	8	0.15%	-87.10%	62	1.53%	-70.48%	210	6.21%
内部障害	178	3.37%	165.67%	67	1.65%	116.13%	31	0.92%
その他身体障害	95	1.80%	9.20%	87	2.15%	690.91%	11	0.33%
知的障害	602	11.40%	72.00%	350	8.64%	-7.16%	377	11.15%
精神障害	3,804	72.05%	24.60%	3,053	75.35%	43.33%	2,130	62.98%
難病	45	0.85%	136.84%	19	0.47%	-36.67%	30	0.89%
不明	301	5.70%	46.12%	206	5.08%	71.67%	120	3.55%
合計	5,280	100%		4,052	100%		3,382	100%

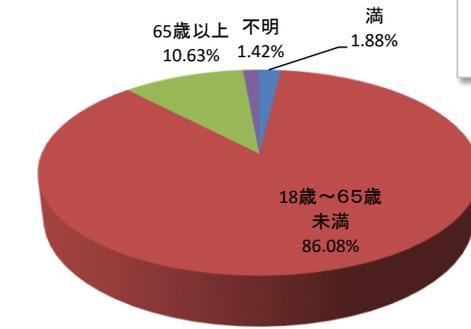
・困難事例対象者は、コミュニケーションに課題のある人がほとんどで、結局「精神障害者」の面がクローズアップされることになる。
 ・精神障害者の中には自閉症スペクトラム障害や注意欠如多動性症候群も含まれる。今後は「精神障害者」の内訳を見ていく必要も出てくる。

(5) 相談内容にかかる障害種別



(6) 年代別相談件数 (件)	29年度	28年度	27年度
18歳未満	99	100	93
18歳～65歳未満	4,545	3,346	2,912
65歳以上	561	579	367
不明	75	27	10
合計	5,280	4,052	3,382

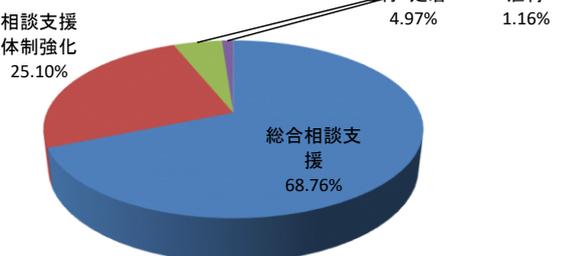
(6) 年代別相談件数



・18歳未満、65歳以上の対応件数は、総件数の伸びとはリンクしていない。

(7) 相談内容の分類 (件)	29年度	28年度	27年度
総合相談支援	7,401	5,526	4,424
相談支援体制強化	2,702	2,259	1,231
地域移行・定着	535	186	368
権利擁護・虐待	125	234	163
合計	10,763	8,205	6,186

(7) 相談内容の分類



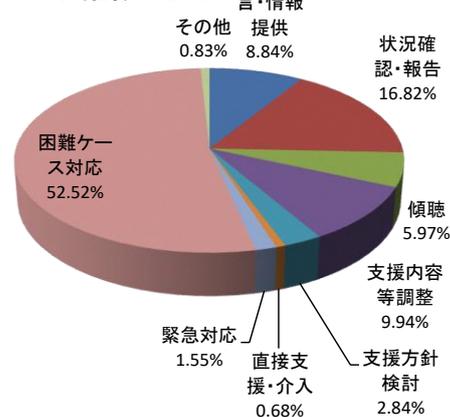
・基幹は総じて、スーパーバイズやバックアップ機能としてではなく、対応の実働部隊として存在している。

(相談内容が複数の項目に該当する場合は、複数の項目を該当させているため相談件数とは一致しない。必要な場合は3項目まで可)

(8) 相談対応 (件)	29年度		前年度からの増加率	28年度		前年度からの増加率	27年度	
	実数	年度割合		28年度	年度割合		27年度	年度割合
説明・助言・情報提供	467	8.84%	14.18%	409	10.09%	-5.32%	432	12.77%
状況確認・報告	888	16.82%	5.97%	838	20.68%	-4.66%	879	25.99%
傾聴	315	5.97%	110.00%	150	3.70%	35.14%	111	3.28%
支援内容等調整	525	9.94%	-10.87%	589	14.54%	90.61%	309	9.14%
支援方針検討	150	2.84%	-18.03%	183	4.52%	17.31%	156	4.61%
直接支援・介入	36	0.68%	-47.06%	68	1.68%	7.94%	63	1.86%
緊急対応	82	1.55%	43.86%	57	1.41%	62.86%	35	1.03%
困難ケース対応	2,773	52.52%	62.35%	1,708	42.15%	23.14%	1,387	41.01%
その他	44	0.83%	-12.00%	50	1.23%	400.00%	10	0.30%
合計	5,280	100%		4,052	100%		3,382	100%

・困難ケース対応件数の伸びが大きなポイント。困難指定された後、解除されることが少ない。基幹の対応力が問われるところでもある。

(8) 相談対応

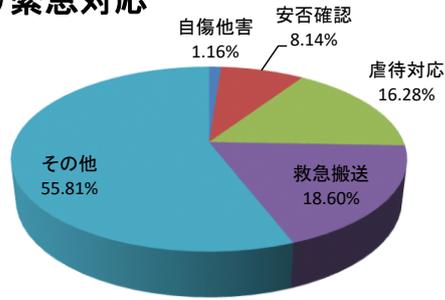


(9) 緊急対応・困難ケースの対応

(件)		29年度	28年度	27年度
緊急対応	自傷他害	1	2	4
	安否確認	7	7	27
	虐待対応	14	36	1
	救急搬送	16	5	6
	その他	48	14	2
計	86	64	40	

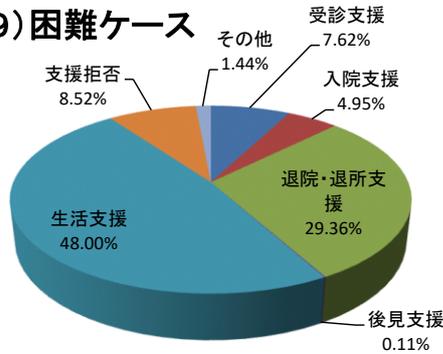
・緊急対応は総件数の伸び率を見ればそれほど件数増とは言えない。これも基幹の位置づけを示しているのかもしれない。
 ・困難ケースの内訳で生活支援が多いのは、支援を完全に拒否してはいるが関係づりにかなり苦慮している人に対する動きをこの項目に集約しているからである。

(9) 緊急対応



(件)		29年度	28年度	27年度
困難ケース	受診支援	211	232	184
	入院支援	137	26	35
	退院・退所支援	813	440	212
	後見支援	3	14	2
	生活支援	1,329	761	792
	支援拒否	236	125	151
	その他	40	103	6
	計	2,769	1,765	1,382

(9) 困難ケース



※困難ケース対応は、次に該当する事例を集計している。

- ア 身体状況が重篤にもかかわらず入院や受診を拒否し、説得を続けるために時間を要した場合
- イ 利用者又は介護者等の状況から障害福祉サービス等の導入を要するにもかかわらず、利用者本人又は介護者等が拒否し、説得に時間を要した場合
- ウ 精神疾患等により理解力が低下しているため、繰り返しの説明や支援が必要で時間を要した場合
- エ 受診、入退院又は施設等への入退所に向けて家族等に依頼できない(遠方や非協力的)場合で、受診、入退院又は入退所に支援が必要で時間を要した場合
- オ 体調の急変により食事が摂れていないなど、やむを得ず身の回りに関しての支援で時間を要した場合
- カ 精神疾患等により片付けられないため室内が不衛生状態等で、支援が必要で時間を要した場合
- キ 成年後見、安心サポート利用等に関し、説明に時間を要した場合又は必要書類を探すために室内に入り時間を要した場合並びに手続等の支援に時間を要した場合

2. 開催講座・会議等件数等	29年度	28年度	27年度
出席会議	121	116	147
支援会議開催	35	28	30
支援会議参加	95	98	59
参加研修	52	69	73
出張講座	1	1	5
基幹周知活動	15	23	44

・年数を重ねるごとに、膠着状態の対応者が増えていき、実際の対応に追われるようになってきた。周知活動や研修参加の減を見ると、基幹の能動性は失われてきている、とも取れる。

平成 30 年 3 月 30 日（金）

平成 30 年度自立支援協議会における障害者（児）計画の評価について

1 現行計画（平成 27～29 年度）に対する評価（案）

《具体的な流れ》

時期	内容
4 月～5 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回親会の開催に先んじて、「障害者（児）計画（H27～H29）」の実績資料を各委員宛に送付する。
6 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回親会にて、「障害者（児）計画（H27～H29）」の評価を行っていただく。 評価結果については、7 月開催の地域福祉推進協議会に対し報告する。 <p>《具体的な評価内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の文言部分、実績部分の評価を実施。 計画事業数が膨大であるため、大筋の部分での評価になる予定。
7 月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進協議会に対し、評価結果を報告。

2 次期計画（平成 30～32 年度）に関する主要事業の進捗状況に対する評価（案）

《具体的な流れ》

時期	内容
12 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回親会にて、「障害者（児）計画（H30～H32）」の進捗状況の評価について、各専門部会宛に依頼。 <p>《具体的な依頼内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な実績については固まっていないため、計画の文言部分が評価の中心となる。 計画事業数が膨大であるため、主要項目等の大筋をまとめた「概要版」を事務局にて作成し、それに対し、評価を行っていただく予定。
12 月中旬～ 3 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 各専門部会事務局にて概要版を確認するとともに、該当する専門部会の下命事項等も照らし合わせて、評価する項目を整理。 その後、各専門部会で具体的に評価を行っていただく予定。
3 月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 回の親会にて、各部会にて評価した「障害者（児）計画（H30～H32）」の進捗状況に関する評価結果を報告。 親会にて評価結果を取りまとめるとともに総括する。 評価結果については、平成 31 年 7 月開催の地域福祉推進協議会に対し報告する。
7 月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進協議会に対し、評価結果を報告。

「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者計画

平成27年度～平成29年度

文京区障害者自立支援協議会
相談支援専門部会
一部抜粋資料



文 京 区

第1章 計画の策定の考え方

1 計画の目的

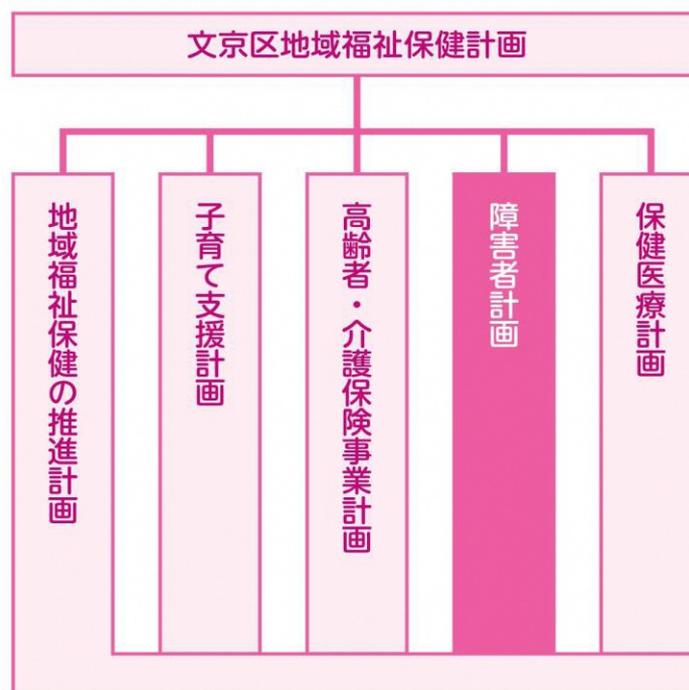
- 我が国は、障害者権利条約^{*1}の締結に向け、「障害者基本法の改正」「障害者虐待防止法^{*2}の成立」「障害者総合支援法^{*3}の成立」「障害者差別解消法^{*4}の成立」「障害者雇用促進法^{*5}の改正」といった国内法の整備を進めてきました。その後、国会における議論・承認を経て、平成26年1月に障害者権利条約の締約国になりました。
- このことにより、「障害に基づくあらゆる差別の禁止」や「障害者が社会に参加し、包容されることの促進」を基本とする、障害者の権利実現のための取組みが求められることになりました。
- 本区の基本構想では、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」を障害福祉分野の将来像として、その実現に向けた基本的な7つの取組みを示しています。
- これらを受け、ノーマライゼーション^{*6}やソーシャルインクルージョン^{*7}の理念のもと、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが重要です。
- 障害者権利条約の中で掲げられている障害者に対する合理的配慮^{*8}については、国から示される基本方針に沿って、各自治体においても取組みを進めていくことが求められています。
また、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と障害者が自らサービス等を選択し、その人らしい生活を送るための支援が求められています。
- こうした状況に着実に対応していくため、本区は、平成27年度から平成29年度までの3年間における障害者施策の考え方と取組みを示した「文京区障害者計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約の考え方を浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに認め合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

※脚注は、資料編(p125)に掲載しております。併せてご参照ください。

2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。(図1参照)
- また、本区の障害者計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した計画であり、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。(図2参照)
- そして、「文京区都市計画マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【図1：計画の位置づけ】



【図2：障害者計画及び障害福祉計画の性格】

	法的な位置付け	策定の内容
文京区 障害者計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・ 障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・ 障害者総合支援法の各種サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の事業量の見込等を示す。

3 計画の期間

○本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とし、平成29年度に見直しを行います。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
文京区基本構想(平成22年～平成32年)				
文京区基本構想実施計画				
前期計画	文京区地域福祉保健計画 文京区障害者計画			

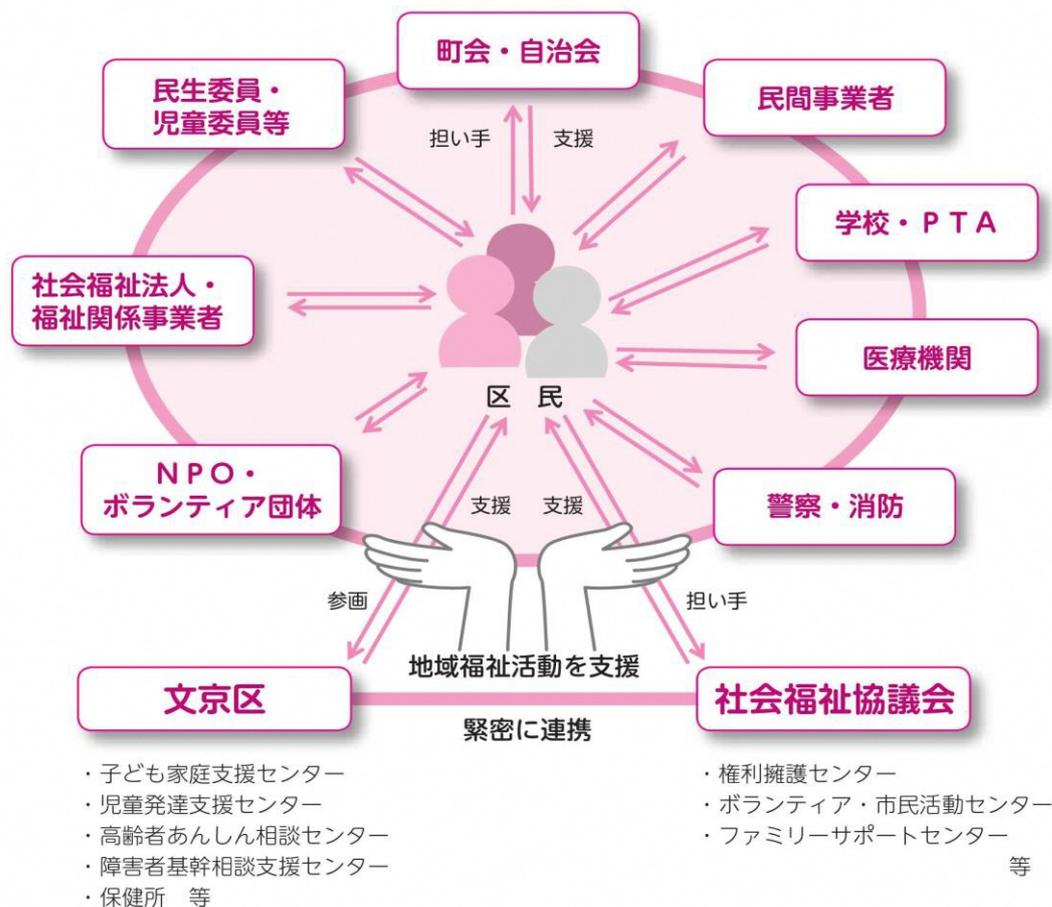
4 計画の推進に向けて

(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

- 地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。
- 本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。
- 区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を促進し、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図：地域福祉保健の推進に向けてのイメージ】

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



第 2 章 計画の基本理念・基本目標

○本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて障害者施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、NPO、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

○男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

第5章 計画の体系

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期*
1 まちのバリアフ リーの推進	(1) 建築物等のバリアフリーの推進	[Timeline bar]			
	2 道のバリアフリーの推進	[Timeline bar]			

【計画事業について】

- ・番号：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・()付番号：進行管理の対象外の事業です。
- ・他の分野別計画で進行管理の対象とする事業は、計画事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 地：地域福祉保健の推進計画
 子：子育て支援計画
 保：保健医療計画
- ◆：第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

※高齢期については、65歳以上と40歳以上65歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 個に応じた 日常生活への 支援	1 居宅介護(ホームヘルプ)◆	[Timeline bar]			
	2 重度訪問介護◆	[Timeline bar]			
	3 同行援護◆	[Timeline bar]			
	4 行動援護◆	[Timeline bar]			
	5 重度障害者等包括支援◆	[Timeline bar]			
	6 生活介護◆	[Timeline bar]			
	7 療養介護◆	[Timeline bar]			
	8 短期入所(ショートステイ)◆	[Timeline bar]			
	(9) 補装具の支給	[Timeline bar]			
	10 意思疎通支援事業◆	[Timeline bar]			
	11 日常生活用具給付◆	[Timeline bar]			
	12 移動支援◆	[Timeline bar]			
	13 日中短期入所事業◆	[Timeline bar]			
	(14) 緊急一時介護委託費助成	[Timeline bar]			
	15 短期保護	[Timeline bar]			
	(16) 福祉タクシー	[Timeline bar]			
	17 地域生活安定化支援事業	[Timeline bar]			
	18 日中活動系サービス施設の整備	[Timeline bar]			
	19 地域生活支援拠点の整備に向けた検討◆	[Timeline bar]			
2 事業者への 支援・指導	(1) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進	[Timeline bar]			
	(2) 障害福祉サービス事業者等への指導・監査	[Timeline bar]			
	(3) 障害者施設職員等の育成・確保	[Timeline bar]			

● 第5章 計画の体系

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
3 生活の場の 確保	1 グループホームの拡充			→	
	2 共同生活援助(グループホーム)◆			→	
	3 施設入所支援◆			→	
	(4) 居住支援の推進	→			
4 地域生活への 移行及び 地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆			→	
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行◆			→	
	3 精神障害者の地域定着支援体制の強化			→	
	4 地域移行支援◆			→	
	5 地域定着支援◆			→	
5 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業			→	
	2 地域活動支援センター◆			→	
	3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)◆			→	
	4 難病リハビリ教室				→
6 保健・医療 サービスの充実	(1) 自立支援医療	→			
	(2) 難病医療費助成			→	
	3 障害者・児歯科診療事業	→			
	4 精神保健・難病相談		→		
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給	→			
	(2) 児童育成手当の支給	→			
	(3) 利用者負担の軽減	→			

2 相談支援の充実と権利擁護の推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	(1) 総合的な相談支援体制の構築	→			
	2 計画相談支援◆	→			
	3 地域移行支援◆ 【再掲1-4-4】			→	
	4 地域定着支援◆ 【再掲1-4-5】			→	
	5 相談支援事業◆	→			
	6 地域自立支援協議会の運営◆	→			
	(7) 障害者基幹相談支援センターの運営	→			
	(8) 身体障害者相談員・知的障害者相談員	→			
	(9) 障害福祉サービス等の情報提供の充実	→			
	(10) 障害者24時間安心相談・サポート事業	→			
	11 小地域福祉活動の推進 地1-1-1	→			
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進 地3-3-1	→			
	2 成年後見制度の推進◆ 地3-3-4			→	
	(3) 法人後見の受任			→	
	(4) 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	→			
	(5) 障害者・児虐待防止対策支援事業	→			

3 障害者が当たり前に働ける就労支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 障害者就労支援の充実			←	→
	(2) 就労支援ネットワークの構築・充実			←	→
	3 就労促進助成事業			←	→
2 職場定着支援の 推進	1 就業先企業への支援			←	→
	2 安定した就業継続への支援			←	→
	(3) 就労者への余暇支援			←	→
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行◆			←	→
	2 就労移行支援◆			←	→
	3 就労継続支援(A型・B型)◆			←	→
	(4) 福祉的就労の充実			←	→
	(5) 障害者優先調達推進法に基づいた障害者施設等からの物品等の調達の推進			←	→
	6 日中活動系サービス施設の整備【再掲1-1-18】			←	→
4 就労機会の拡大	(1) 区の業務における就労機会の拡大			←	→
	(2) 障害者雇用の普及・啓発			←	→
	(3) 地域雇用開拓の促進			←	→

● 第5章 計画の体系

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 障害のある 子どもの 健やかな成長	1 乳幼児健康診査 保1-4-3	▶			
	2 発達健康診査	▶			
	3 療育相談の充実	▶	▶		
	(4) 発達に関する情報の普及啓発	▶			
2 相談支援の 充実と 関係機関の 連携の強化	1 児童発達支援センターの運営	▶	▶		
	(2) 多様な支援機関の連携	▶	▶		
	(3) 継続支援体制の充実	▶	▶		
	(4) 専門的療育訓練	▶	▶		
	(5) 個別の支援計画の作成	▶	▶		
	(6) 専門家による巡回相談事業	▶	▶		
	7 障害児相談支援◆	▶	▶		
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援◆	▶	▶		
	2 医療型児童発達支援◆	▶	▶		
	3 保育所等訪問支援◆	▶	▶		
	4 保育園障害児保育	▶	▶		
	5 幼稚園特別保育	▶	▶		
	6 就学前相談体制の充実	▶	▶		
4 学齢期の支援	1 総合相談事業の充実	▶	▶		
	2 特別支援教育の充実	▶	▶		
	3 育成室の障害児保育	▶	▶		
	4 バリアフリーパートナー事業	▶	▶		
	(5) 個に応じた指導の充実	▶	▶		
	(6) 交流及び共同学習支援員配置事業	▶	▶		
	(7) 特別支援教育担当指導員配置事業	▶	▶		
	(8) 特別支援連携協議会専門家チームの運営	▶	▶		
	9 放課後等デイサービス◆	▶	▶		
5 障害の有無に 関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり	1 保育園障害児保育 【再掲4-3-4】	▶	▶		
	2 幼稚園特別保育 【再掲4-3-5】	▶	▶		
	3 育成室の障害児保育 【再掲4-4-3】	▶	▶		
	(4) 交流及び共同学習支援員配置事業【再掲4-4-6】	▶	▶		
	(5) ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)	▶	▶		
	(6) 子育てひろば	▶	▶		
	(7) 児童館	▶	▶		
	(8) b-lab(文京区青少年プラザ)	▶	▶		

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 まちの バリアフリーの 推進	(1) 建築物等のバリアフリーの推進	▶	▶	▶	▶
	2 道のバリアフリーの推進 地2-1-3	▶	▶	▶	▶
	(3) 文京区バリアフリー基本構想の策定	▶	▶	▶	▶
	(4) 総合的自転車対策の推進	▶	▶	▶	▶
	(5) 公園再整備事業	▶	▶	▶	▶
	(6) コミュニティバス運行	▶	▶	▶	▶
2 心の バリアフリーの 推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業)◆	▶	▶	▶	▶
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実	▶	▶	▶	▶
	(3) 障害者事業を通じた地域交流	▶	▶	▶	▶
3 情報の バリアフリーの 推進	(1) 情報バリアフリーガイドラインの策定	▶	▶	▶	▶
	(2) 情報バリアフリーの推進	▶	▶	▶	▶
4 防災・安全 対策の充実	(1) ヘルプカードの普及啓発	▶	▶	▶	▶
	(2) 災害時要援護者への支援	▶	▶	▶	▶
	3 福祉避難所の拡充 地3-4-4	▶	▶	▶	▶
	(4) 避難所運営協議会の運営支援	▶	▶	▶	▶
	5 災害ボランティア体制の整備 地3-4-3	▶	▶	▶	▶
	6 耐震改修促進事業 地3-4-5	▶	▶	▶	▶
	7 家具転倒防止器具設置費用助成 地3-4-6	▶	▶	▶	▶
	(8) 緊急通報・火災安全システムの設置	▶	▶	▶	▶
5 地域との交流 及び文化活動・ スポーツ等への 参加支援	(1) 障害者事業を通じた地域交流 【再掲5-2-3】	▶	▶	▶	▶
	(2) 地域に開かれた施設運営	▶	▶	▶	▶
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【再掲5-2-2】	▶	▶	▶	▶
	(4) 心身障害者・児レクリエーション	▶	▶	▶	▶
	(5) 障害者スポーツ等の推進	▶	▶	▶	▶
6 地域福祉の 担い手への 支援	1 ボランティア・市民活動への支援 地1-1-2	▶	▶	▶	▶
	(2) 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成	▶	▶	▶	▶
	3 手話奉仕員養成研修事業◆	▶	▶	▶	▶
	4 ふれあいいいききサロン 地1-1-3	▶	▶	▶	▶
	5 ファミリー・サポート・センター事業 子3-1-3	▶	▶	▶	▶
	(6) 民生委員・児童委員による相談援助活動	▶	▶	▶	▶
	(7) 話し合い員との連携	▶	▶	▶	▶
	8 自発的活動支援事業◆	▶	▶	▶	▶
	(9) 地域活動参加支援サイト	▶	▶	▶	▶

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

計画の方針

障害者の相談内容に応じた確かな支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所や保健所、相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。併せて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、わが国の障害者権利条約の締結を受け、各自治体には障害者の権利の実現に向けた取組みについてより一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及啓発や障害者虐待防止体制の強化等、障害者の権利擁護についての取組みを推進していきます。



2-1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、子どもに関する相談については児童発達支援センターが中心となり、各種機関が連携して総合的な相談支援を行っていきます。

※子どもに関する相談支援の充実については、後述の「4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化」に記載しておりますので、併せてご覧ください。

事業名	2-1-1 総合的な相談支援体制の構築			
事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに関する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-2 計画相談支援◆				
事業概要	障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行う。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	計画作成数	101件	896件	1,238件	1,702件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※計画作成数の事業量の見込みは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援の合計件数。

事業名	2-1-3 地域移行支援◆【1-4-4 再掲】
-----	-------------------------

事業名	2-1-4 地域定着支援◆【1-4-5 再掲】
-----	-------------------------

事業名	2-1-5 相談支援事業◆				
事業概要	<p>相談支援事業は地域生活支援事業の1つであり、自立生活の促進を図ることを目的に、区の窓口や特定相談支援事業所等において障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>また、相談支援事業の中には、基幹相談支援センターの機能強化事業と住宅入居等支援事業も含まれる。基幹相談支援センターについては、専門職を配置することで機能強化を図り、住宅入居等支援事業については、今後の実施に向け、区の既存の事業も含め検討を行う。</p>				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	特定相談支援事業者数	7箇所	10箇所	11箇所	12箇所
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-1-6 地域自立支援協議会の運営◆				
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。</p> <p>また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。</p>				
3年間の事業量	地域自立支援協議会 6回(年2回) 各専門部会 36回(年3回/部会)				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営				
事業概要	<p>障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。</p>				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

第6章 計画事業

事業名	2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員			
事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実			
事業概要	障害者制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報が探しやすいホームページ作りを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-10 障害者24時間安心相談・サポート事業			
事業概要	精神障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日を含め24時間緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-11 小地域福祉活動の推進			
事業概要	地域福祉コーディネーターを配置して、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取り組みを地域の人とともに考え関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援のしくみづくり」を行い、地域の支えあい力を高める。 また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決するしくみづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】			
3年間の 事業量	住民主体の小地域福祉活動をできるだけ早期に区内全域で推進するため、各圏域に「地域福祉コーディネーター」を配置する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

第7章

障害福祉計画における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)の策定にあたり、障害福祉サービス及び相談支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針(資料編脚注※9参照)を示しています。

基本指針では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」の4点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を明確に示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

これに基づき本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合を図りながら、平成29年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第4期障害福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

(第6章計画事業 1-4-1参照)

国の基本指針では、平成25年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行すること
- ② 29年度末の施設入所者数を、25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減すること

◆本区における施設入所支援利用者は、平成25年度末時点で110人となっています。平成27年4月に区内初40人規模の入所施設が開設することから、平成27年度の施設入所利用者数については、新規入所者分として24人の増加を見込んでいます。(第6章計画事業1-3-3参照)

◆その上で、施設入所者数を平成27年度から毎年2人ずつ減らし、平成29年度末における地域生活移行者数6人と施設入所支援利用者数130人を目標として地域生活への移行の取組みを進めていきます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(第6章計画事業 1-4-2参照)

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、都道府県においては入院中の精神障害者の退院について、「入院後3か月時点の退院率」及び「入院後1年時点の退院率」、「長期在院者数」に関する目標値を設定することとしています。

◆本区では、退院者の地域生活移行の有無についての追跡調査や退院者に対する支援の実施など、今後東京都等と連携して実態把握に努めるとともに、受け入れ態勢を整備し、地域移行を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

(第6章計画事業 1-1-19参照)

基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り等)を集約し、障害者支援施設等に付加した拠点を平成29年度までに少なくとも1か所整備することとしています。

◆本区では、地域の課題や資源等の実情を勘案し、地域自立支援協議会や関係機関等と協議しながら、平成29年度末までの整備が可能となるよう検討を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

(第6章計画事業 3-3-1参照)

基本指針では、平成29年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として設定することとしています。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値についても以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業利用者数	29年度末利用者数が25年度末利用者数の6割以上増加すること
事業所ごとの就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す

◆本区においては、平成24年度は13人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、平成29年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、平成24年度実績の2倍の26人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

● 第7章 障害福祉計画における成果目標について

【表：各事業の1月あたりの利用者数及び利用量一覧】

		25年度実績	27年度	28年度	29年度	
訪問系サービス	居宅介護(身体介護)	実利用者数	97	134	154	176
		延利用時間	1,411	1,866	2,152	2,461
	居宅介護(家事援助)	実利用者数	116	160	184	210
		延利用時間	1,072	1,502	1,719	1,958
	重度訪問介護	実利用者数	29	37	41	46
		延利用時間	5,873	6,451	6,760	7,085
	同行援護	実利用者数	56	60	62	64
		延利用時間	1,891	1,964	2,030	2,096
	行動援護	実利用者数	0	1	1	1
		延利用時間	0	63	63	63
	重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1
		延利用時間	0	415	415	415
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数	212	226	230	234
		延利用日数	4,094	4,332	4,408	4,484
	自立訓練(機能訓練)	実利用者数	3	4	4	5
		延利用日数	13	19	22	25
	自立訓練(生活訓練)	実利用者数	9	24	29	34
		延利用日数	92	258	313	368
	就労移行支援	実利用者数	66	75	96	125
		延利用日数	692	904	1,166	1,516
	就労継続支援A型	実利用者数	9	11	14	15
		延利用日数	122	160	201	214
	就労継続支援B型	実利用者数	225	268	298	335
		延利用日数	3,038	3,372	3,751	4,215
	療養介護	実利用者数	10	10	10	10
	短期入所(福祉型)	実利用者数	9	19	22	26
		延利用日数	83	169	199	230
	短期入所(医療型)	実利用者数	2	3	4	4
延利用日数		16	24	28	34	
居住系サービス	共同生活援助 (H27年度からの見込み量には、 共同生活介護利用分を合算)	実利用者数	48	120	128	132
	共同生活介護 (共同生活介護はH26年度から 共同生活援助に一元化)	実利用者数	62	-	-	-
	施設入所支援	実利用者数	110	134	132	130
支援相談	計画相談支援	実利用者数	8	75	103	142
	地域移行支援	実利用者数	0.3	0.8	1.7	2.5
	地域定着支援	実利用者数	0.3	2.5	3.3	4.2
	児童発達支援	実利用者数	67	119	131	144
障害児支援	児童発達支援	延利用日数	430	771	849	934
		実利用者数	1	2	2	2
	医療型児童発達支援	延利用日数	11	14	14	14
		実利用者数	36	99	124	133
	放課後等デイサービス	延利用日数	206	642	803	912
		実利用者数	14.3	44.8	48.2	50.5

※地域生活支援事業の見込み量等については、第6章をご参照ください。

3 障害福祉計画の進行管理

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会において行うなど、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

文 京 区
障 害 者 (児) 実 態 ・ 意 向
調 査 報 告 書

文京区障害者自立支援協議会
相談支援専門部会
一部抜粋資料

平成 29 年 3 月



文京区



序 章

調 査 の 概 要

1 調査の目的と方法

(1) 調査目的

文京区では障害者がいきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営めるよう、「文の^{ふみ}
京^{みやこ} ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画 障害者計画」に基づき、様々な障害福祉
施策を推進しています。平成29年度に次期計画（平成30年度～平成32年度）を改定するに
あたり、その基礎資料

を得るとともに、皆様のサービスの利用状況やご希望等を把握するため、実態・意向調査 を
実施いたしました。

(2) 調査種類と調査方法

本調査では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者及び障害児を対象とした 量
的調査（アンケート調査）及び区内施設を利用する知的障害者を対象とした質的調査
（インタビュー調査）の2種類を実施しました。

(3) 量的調査（アンケート調査）

①調査設計

調査の種類	対象者	調査方法
在宅の方用	<ul style="list-style-type: none"> 文京区内に居住している身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方（肢体不自由、内部障害については無作為抽出、その他の障害については全数） 文京区内に居住している愛の手帳をお持ちの18歳以上の方（全数） 文京区内に居住している精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳以上の方（全数） 文京区内に居住している難病医療券をお持ちの18歳以上の方（全数） 	調査票を郵送配布し、郵送回収する方法で実施しました。
障害児の方用	<ul style="list-style-type: none"> 文京区内に居住している「障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援受給者証」をお持ちの18歳未満の児童の方 	
施設に入所している方用	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、文京区が支給決定した施設入所支援及び療養介護のサービスをご利用中の18歳以上の方 	
サービス事業所の方用	<ul style="list-style-type: none"> 文京区内の指定障害福祉サービス等事業所 	

②調査期間

平成28年10月1日から10月21日までの期間に実施しました。

③回収結果

調査の種類	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
在宅の方用	4,833	2,186	45.2%	2,176	45.0%
障害児の方用	401	198	49.4%	194	48.4%
施設に入所している方用	125	91	72.8%	91	72.8%
サービス事業所の方用	80	69	86.3%	69	86.3%
合計	5,439	2,544	46.8%	2,530	46.5%

④報告書の見方

ア. 集計した数値(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。このため、単数回答であっても、合計値が100%にならない場合もあります。

イ. 回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えます。

ウ. 各設問の回答者の総数はn(Number of case)と表記しています。エ. 集計分析上、表記を見やすくするために、以下のように整理しています。

- ・所持手帳が「身体障害者手帳のみ」の場合、「身体のみ」と表記。
- ・所持手帳が「愛の手帳のみ」の場合、「知的のみ」と表記。
- ・所持手帳が「精神障害者保健福祉手帳のみ」の場合、「精神のみ」と表記。
- ・所持手帳が「身体障害者手帳と愛の手帳」(身体障害と知的障害の重複障害)の場合、「身体+知的」と表記。
- ・所持手帳が「身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳」(身体障害と精神障害の重複障害)の場合、「身体+精神」と表記。
- ・所持手帳が「愛の手帳と精神障害者保健福祉手帳」(知的障害と精神障害の重複障害)の場合、「知的+精神」と表記。

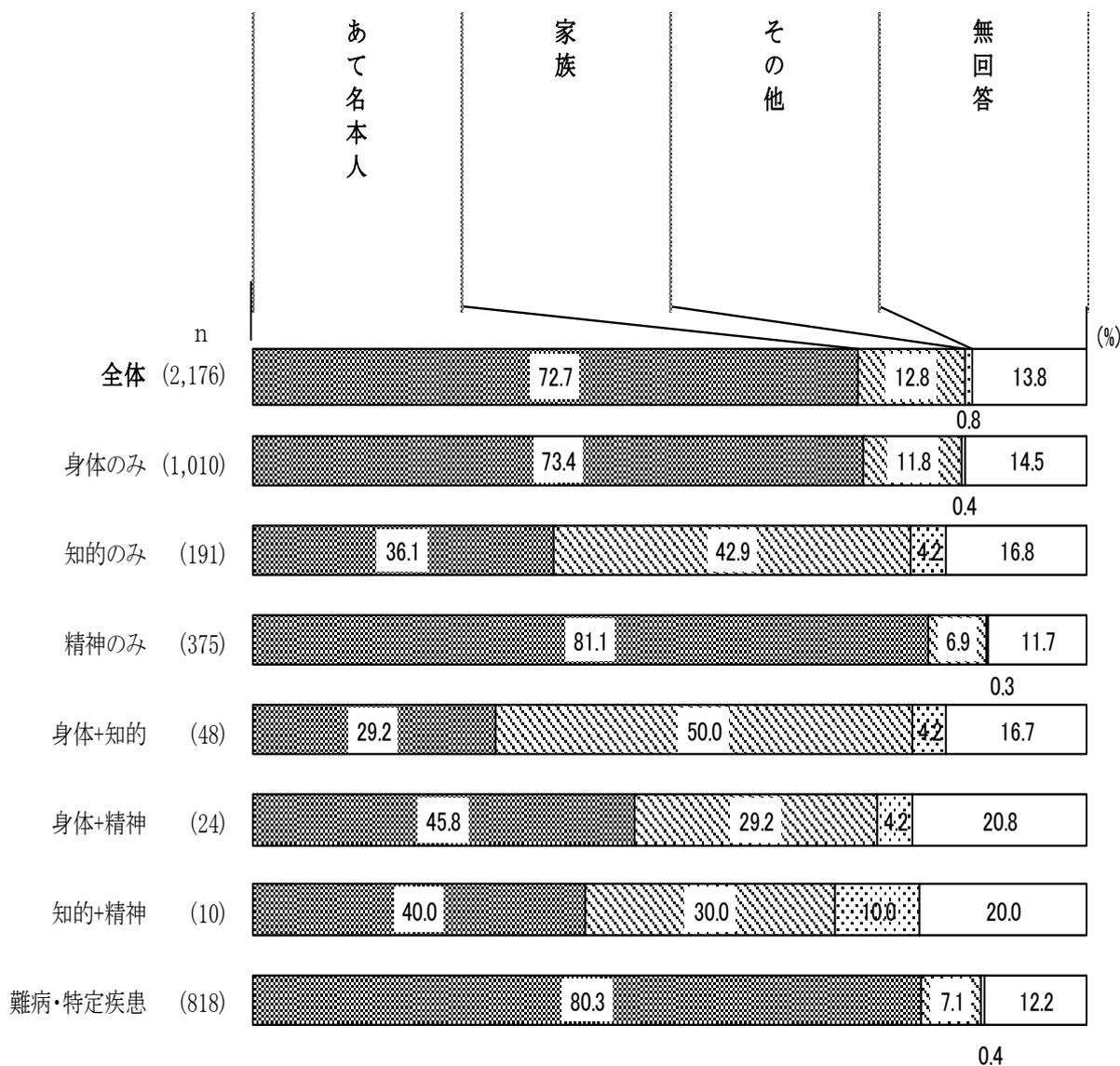
第 1 章

在宅の方を対象にした調査

1. 本人について

(1) 調査票の回答者

問 1 この調査票に回答していただく方はどなたですか。(〇はひとつ)

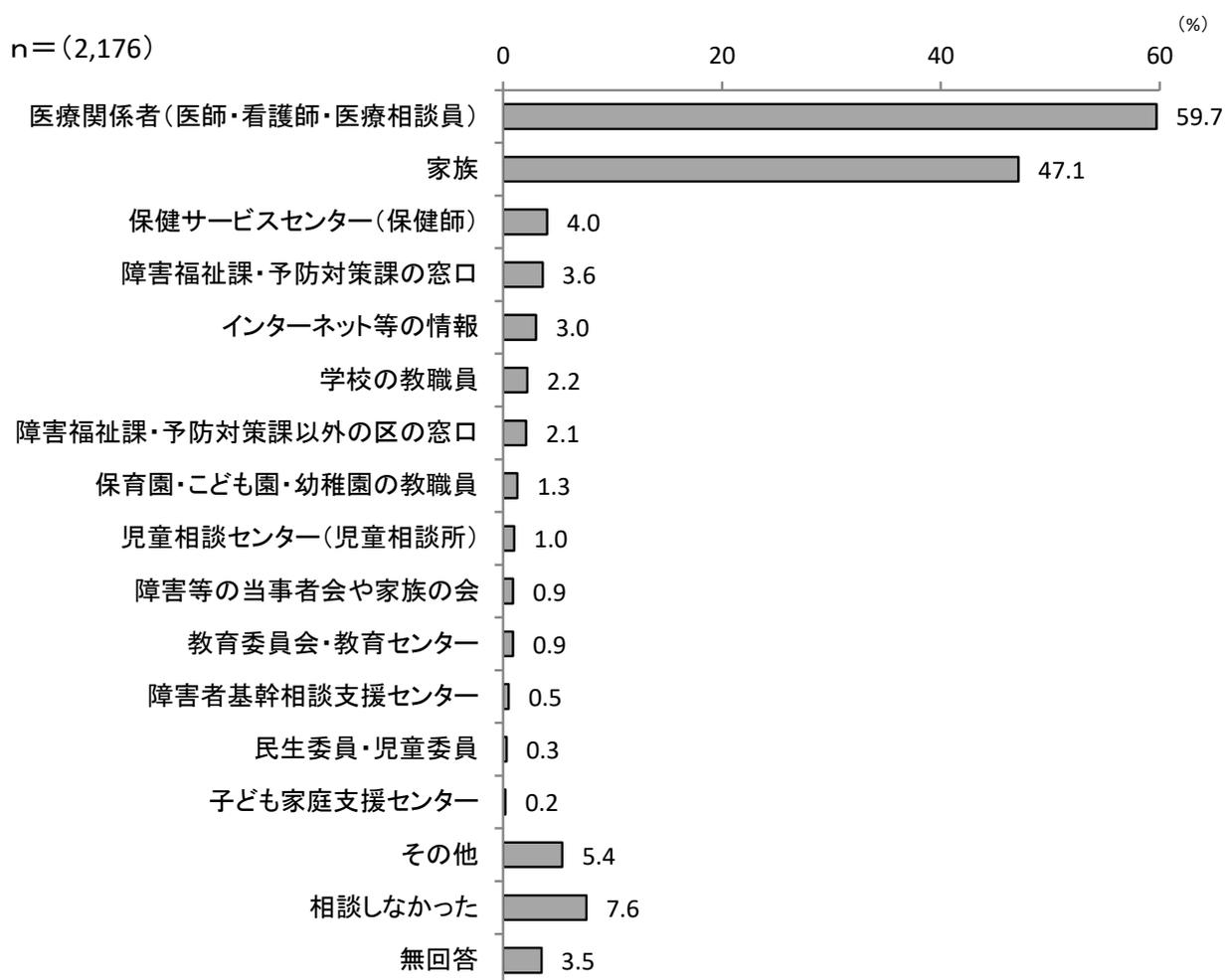


調査の回答者は、全体では「あて名本人」が72.7%と大半を占めています。

障害の種類別にみると、「知的のみ」、「身体と知的の重複障害」で「あて名本人」が36.1%、29.2%と他に比べて低くなっています。

(2) 障害に最初に気づいた時の相談相手

問9 障害や心身の不調に気づいたとき、誰に相談しましたか。(〇はいくつでも)

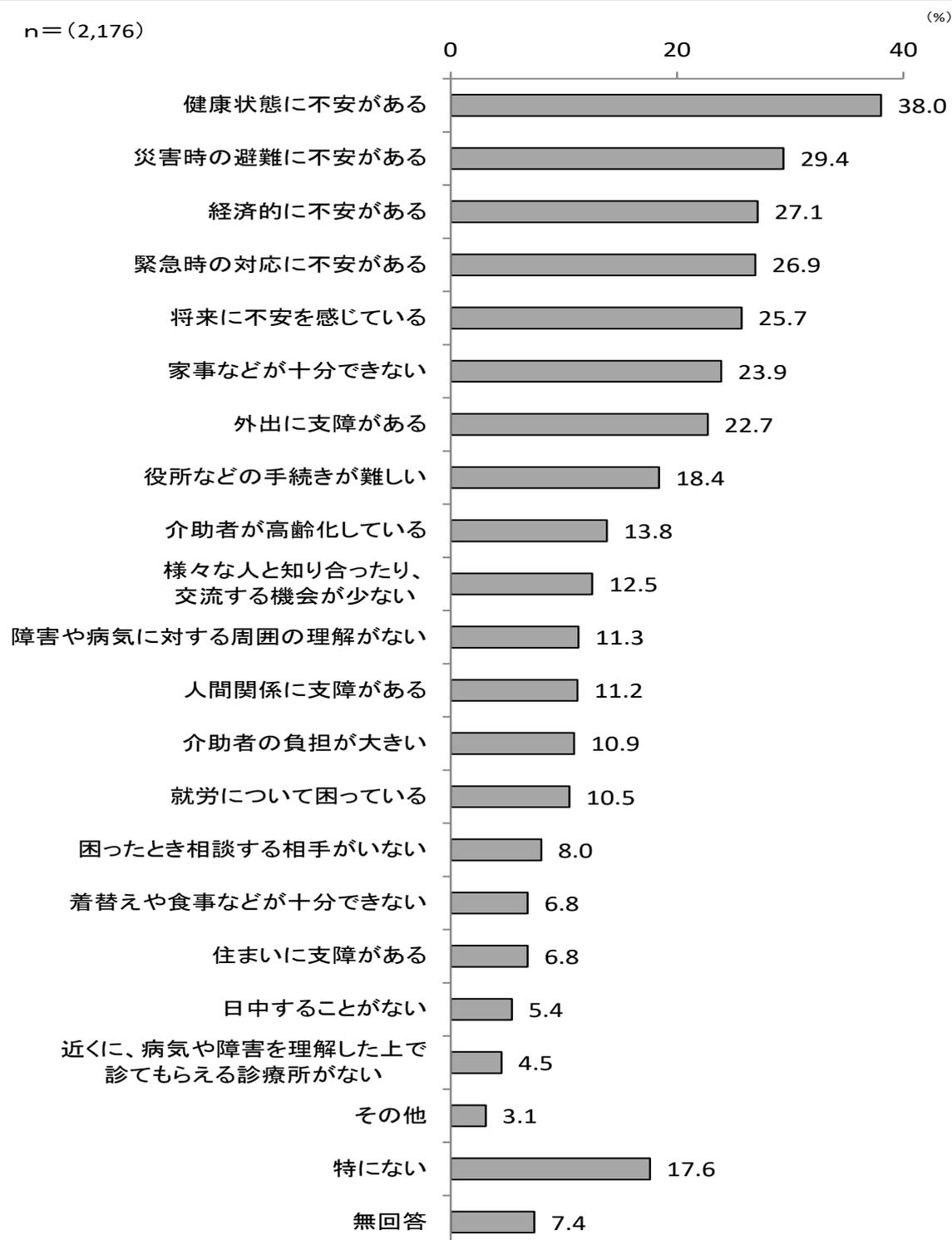


相談相手についてみると「医療関係者(医師・看護師・医療相談員)」(59.7%)と「家族」(47.1%)の2つに集中しています。

3. 相談や福祉の情報について

(1) 日常生活で困っていること

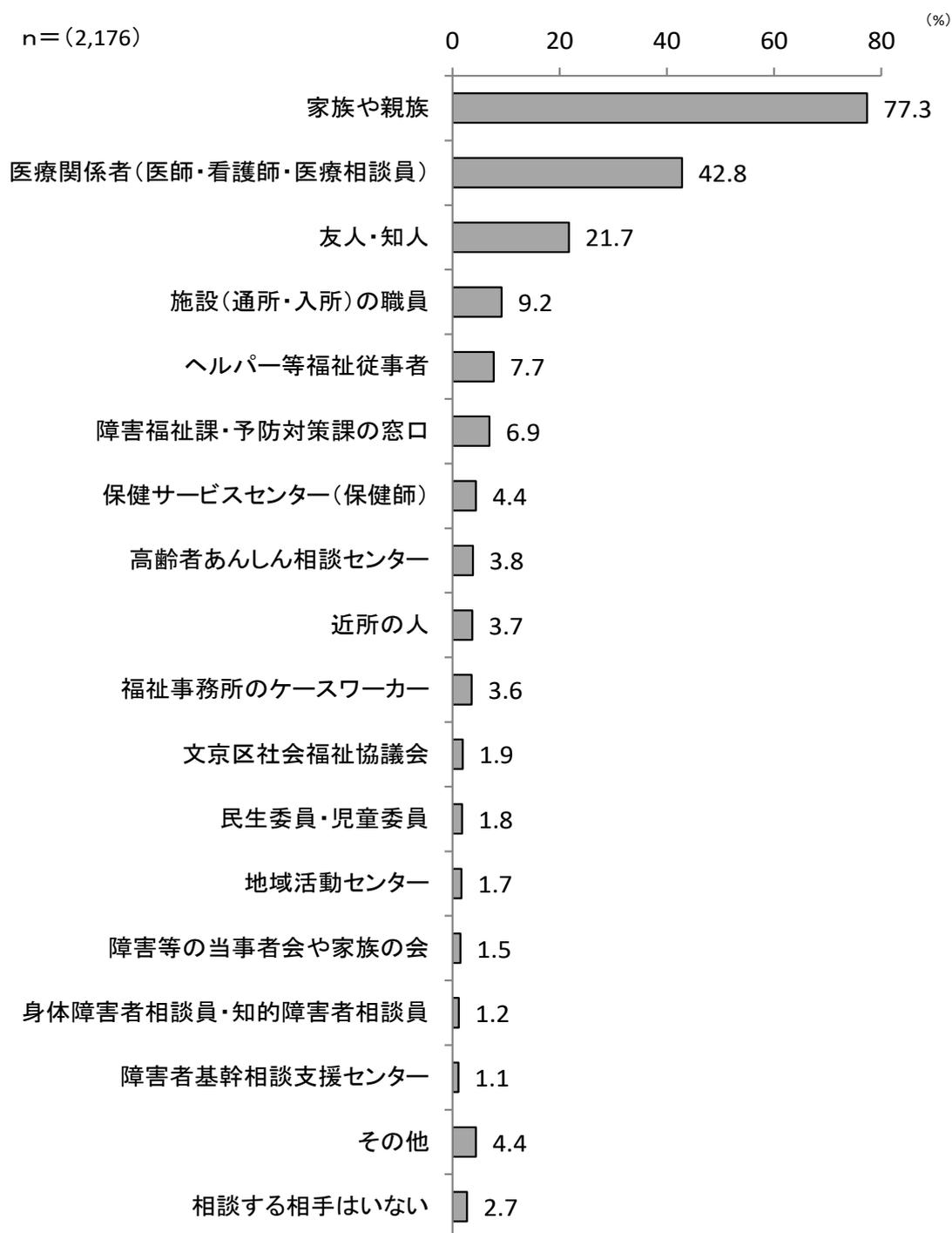
問21 あなたには、日常生活で困っていることがありますか。(〇はいくつでも)



日常生活で困っていることをみると、「健康状態に不安がある」(38.0%)が4割近くと、特に多くなっています。

(2) 困った時の相談相手

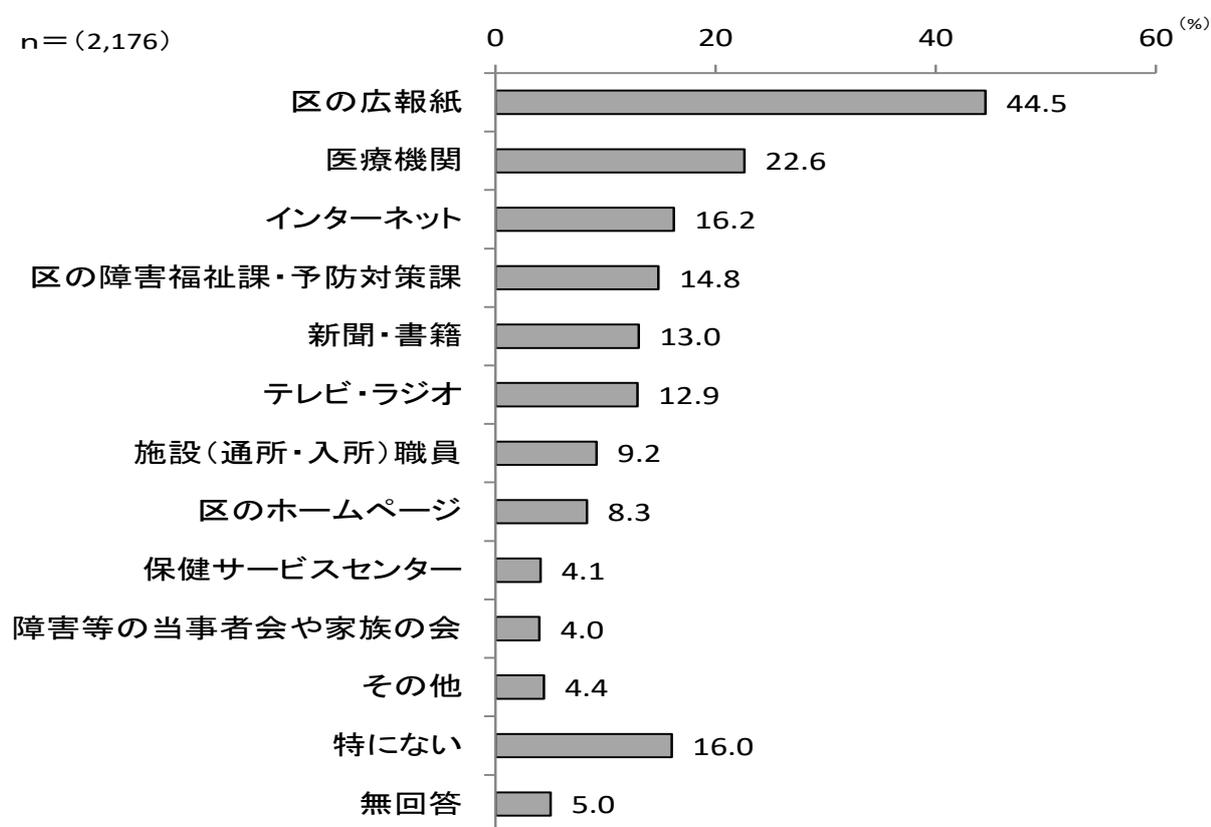
問22 あなたが困ったときに相談する相手は誰ですか。(〇はいくつでも)



困った時の相談相手をみると、「家族や親族」が77.3%と特に多く、次いで「医療関係者（医師・看護師・医療相談員）」が42.8%、「友人・知人」が21.7%となっています。

(3) 福祉に関する情報の入手先

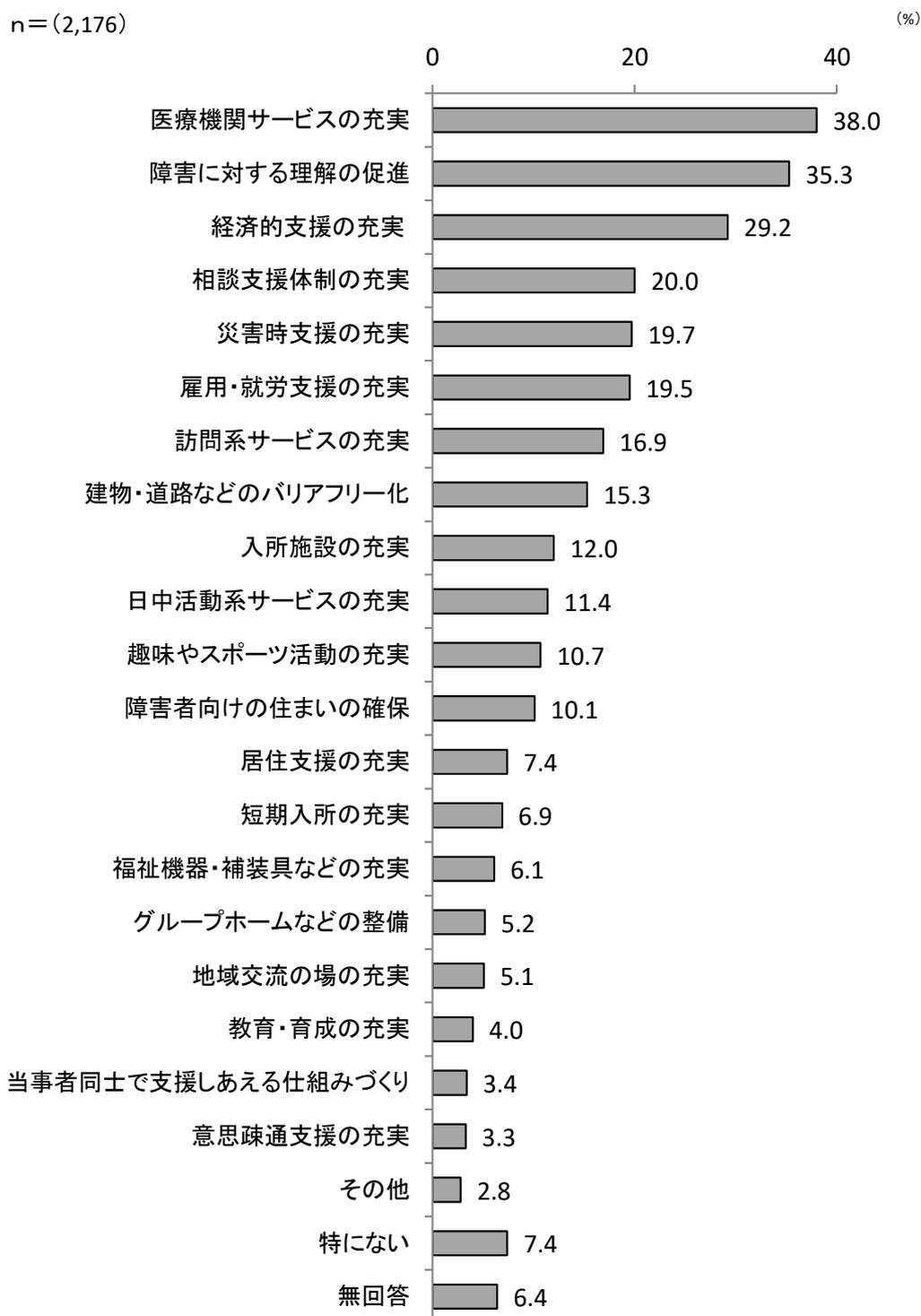
問23 あなたは、福祉に関する情報を、主にどこから得ていますか。(〇はいくつでも)



福祉の情報の入手先をみると、「区の広報紙」が44.5%でもっとも多く、次いで「医療機関」の22.6%となっています。

(6) 地域で安心して暮らしていくために必要な施策

問26 あなたが地域で安心して暮らしていくためには、どのような施策が重要だと思いますか。
(○は5つまで)



地域で安心して暮らすために必要な施策をみると、「医療機関サービスの充実」が38.0%で最も多く、次いで「障害に対する理解の促進」が35.3%となっています。

4. 福祉サービスについて

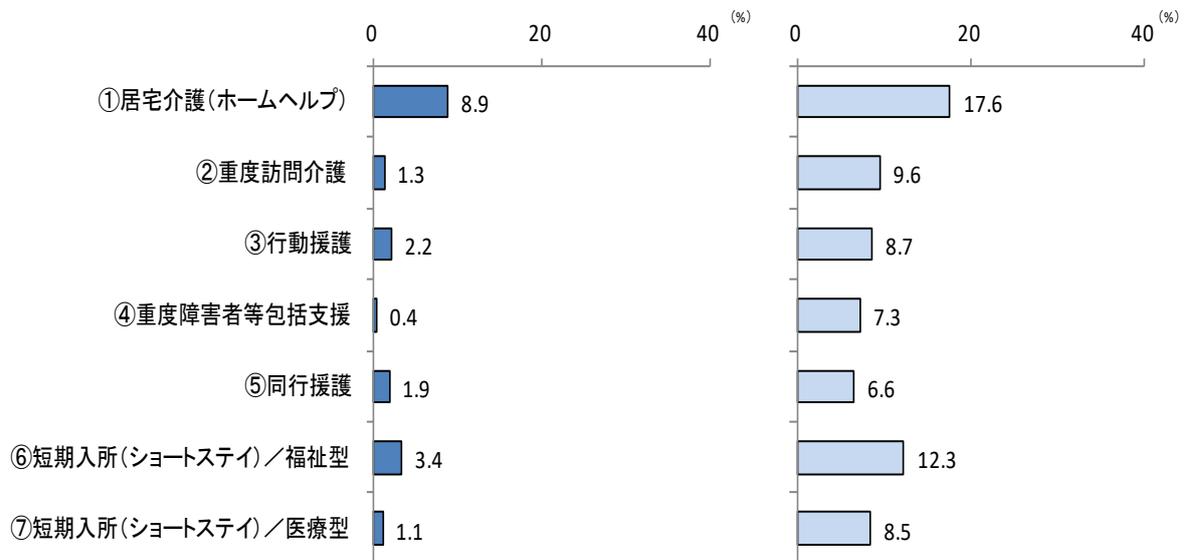
(1) サービス利用状況・利用意向

問28 あなたは、次のようなサービスを利用していますか。また、今後（2～3年以内に）利用したいと思いますか。既に利用しており、今後も利用したい方は「1」、「2」両方に○をつけてください。現在利用していない方は、「2」、「3」、「4」から1つ○をつけてください。

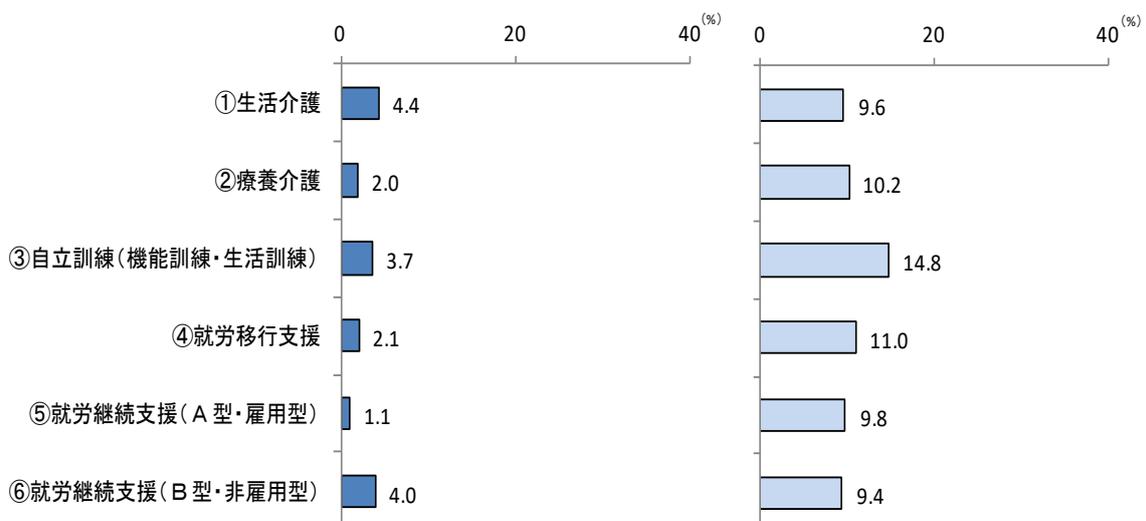
【現在利用している】

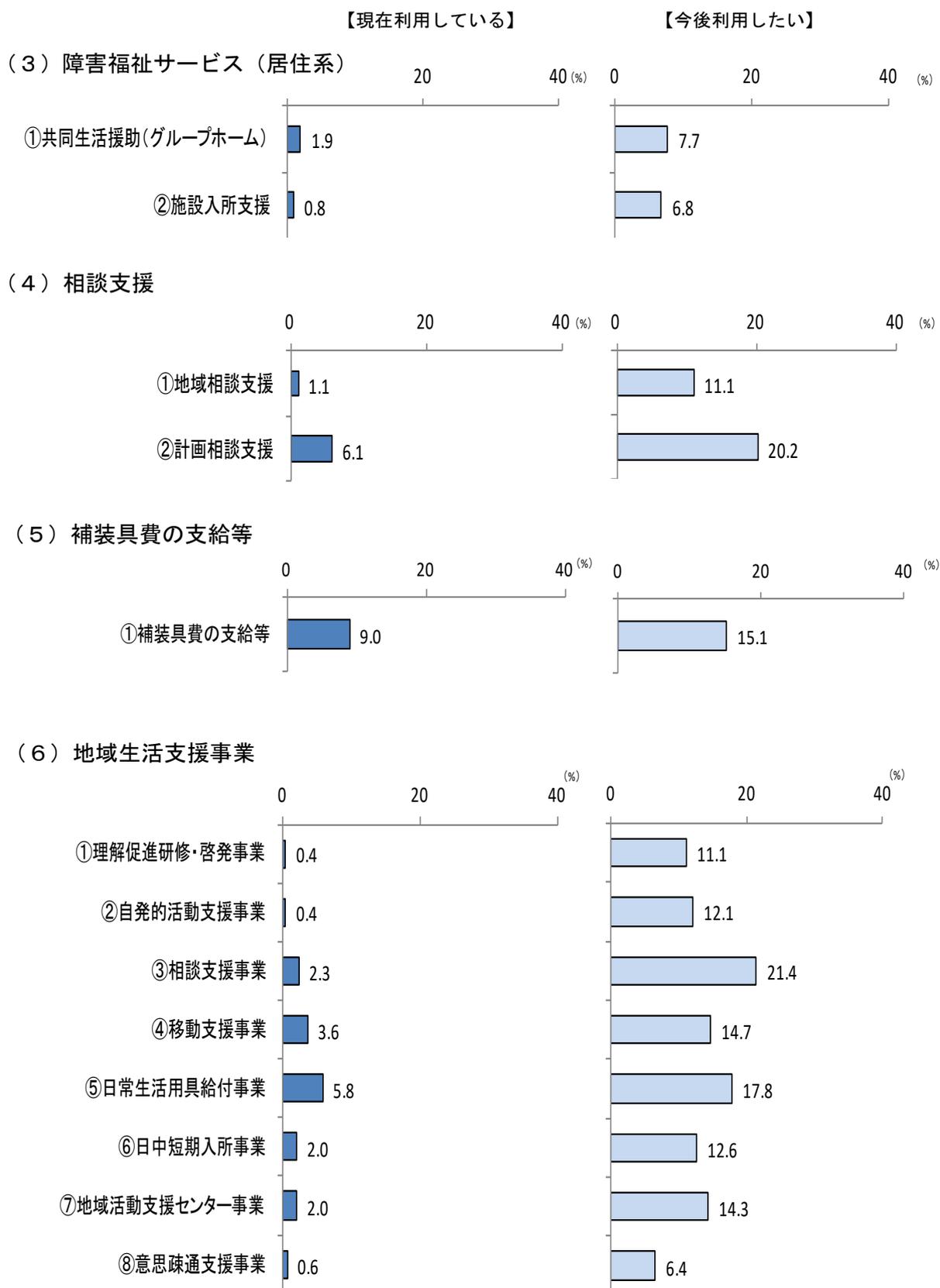
【今後利用したい】

(1) 障害福祉サービス（訪問系）



(2) 障害福祉サービス（日中活動系）

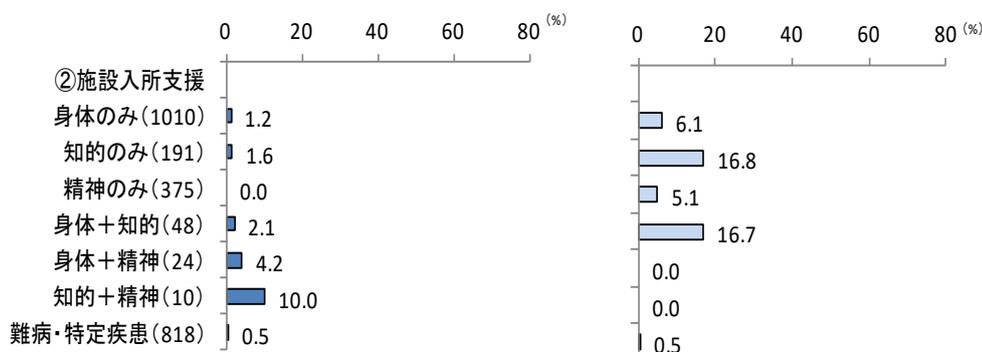
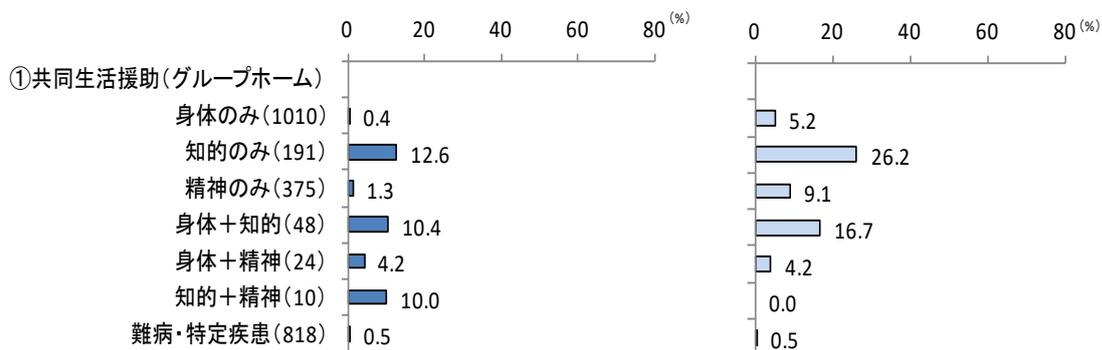




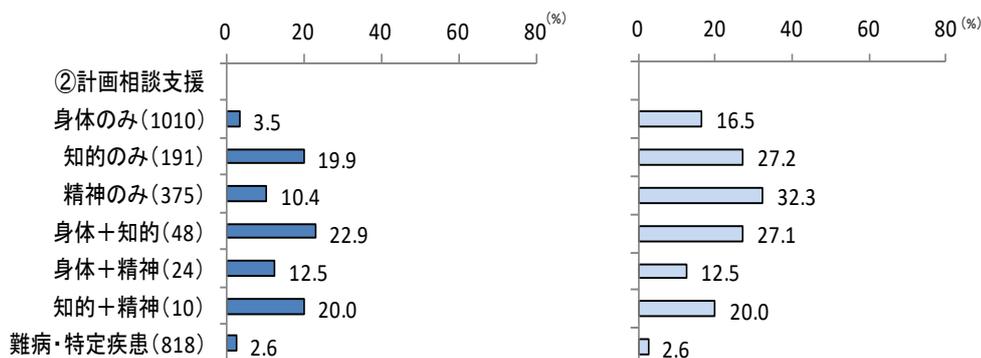
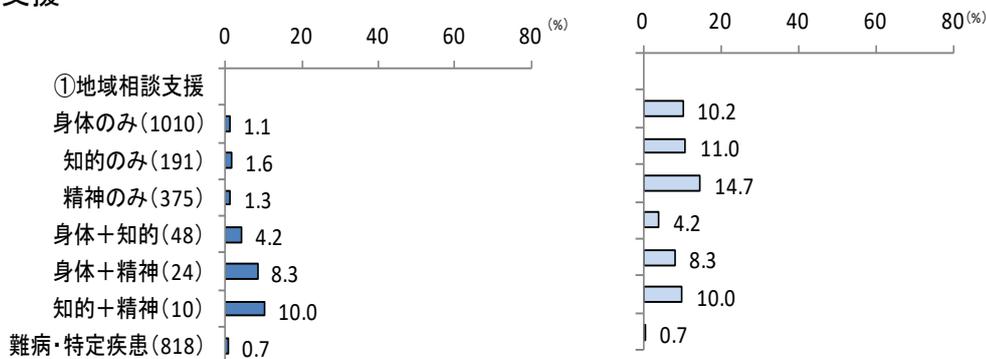
【現在利用している】

【今後利用したい】

(3) 障害福祉サービス（居住系）

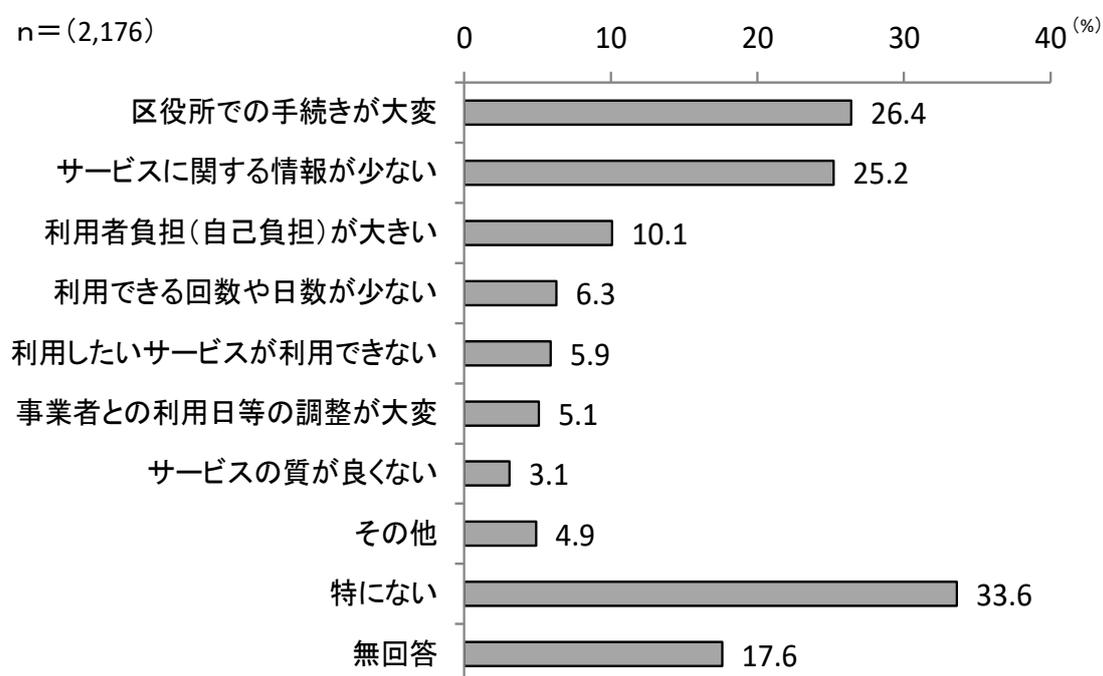


(4) 相談支援



(2) サービス利用に関して困っていること

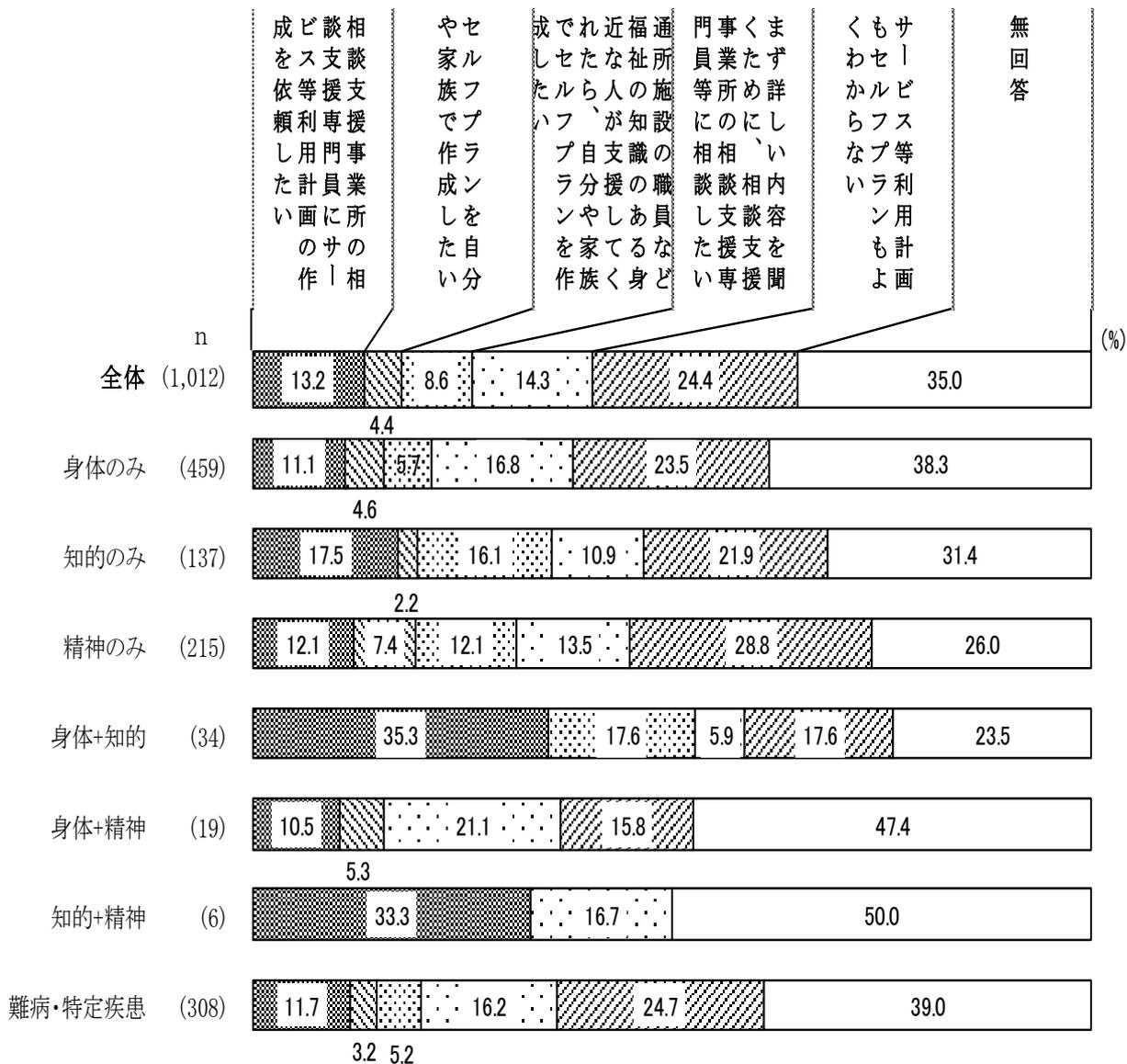
問29 あなたには、サービス利用に関して困っていることがありますか。(〇はいくつでも)



サービス利用について困っていることをみると、「区役所での手続きが大変」(26.4%)と「サービスに関する情報が少ない」(25.2%)が2割台半ばで多くなっています。

(4) サービス等利用計画の作成について

問31 問28にある障害福祉サービスを利用している方や今後利用したい方にお聞きします。
サービス等利用計画の作成について、どのように進めていきたいですか。(〇はひとつ)



サービス等利用計画の作成の進め方についての考えをみると、「サービス等利用計画もセルフプランもよくわからない」が24.4%、「通所施設の職員など福祉の知識のある身近な人が支援してくれたら、自分や家族でセルフプランを作成したい」が14.3%、「相談支援事業所の相談支援専門員にサービス等利用計画の作成を相談したい」が13.2%となっています。

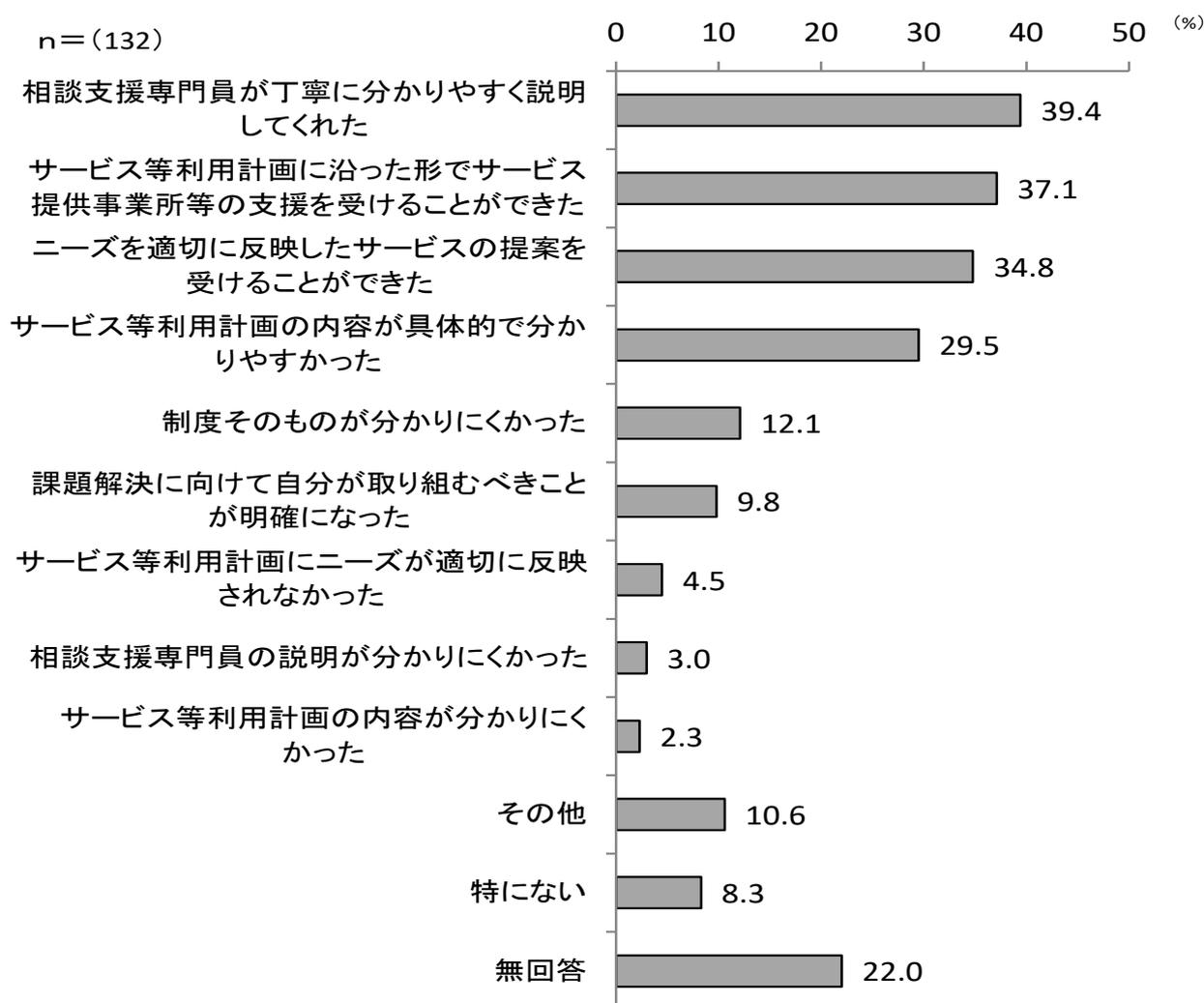
障害の種類別にみると、いずれの障害でも「サービス等利用計画もセルフプランもよくわからない」が2割を超えています。

「身体のみ」、「精神のみ」、「難病・特定疾患」では、「まず詳しい内容を聞くために、相談支援事業所の相談支援専門員に相談したい」が、それぞれ16.8%、13.5%、16.2%と多くなっています。

(5) 計画作成の感想

問32 これまでに特定相談支援事業所でサービス等利用計画を作成したことがある方にお聞き
します。

サービス等利用計画を作成して感じたことはありますか。(〇は4つまで)



サービス等利用計画を作成しての感想をみると、「相談支援員が丁寧に分かりやすく説明してくれた」が39.4%で最も多く、次いで「サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事務所等の支援を受けることができた」が37.1%、「ニーズを適切に反映したサービスの提案を受けることができた」が34.8%となっています。

9. 自由意見

問 45 区の障害者福祉施策に関して、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

自由意見は448件ありました。「福祉」についての意見が16.7%と最も多く、次いで「行政」が13.6%、「障害・疾患」が8.0%となっています。

主な意見は下記のとおりです。

(%)

	総数	福祉	行政	障害・疾患	生活環境	アンケート	保健・医療	障害理解	雇用・就労	情報・相談	将来	災害	その他
自由意見	448	16.7	13.6	8.0	7.8	7.8	6.0	5.4	4.7	4.5	4.2	2.7	18.1

●主な意見（内容は要約・省略しています）

1. 福祉（75件）

- ・障害福祉サービスを利用した事がありますが1ヶ月区切りで締切りがあり、その時を過ぎると1ヶ月待ちになります。具合は急に悪くなり直ちに支援が必要です。大変だとは思いますが、要望があったらすぐに対応していただきたいです。
- ・ショートステイをいざ緊急に使いたい時などに、いっぱい利用できない。
- ・障害の支援区分が軽い人でも、ずっとグループホームで暮らしていただけるようにして下さい。軽度の方こそ、より細かな支援が必要です。軽度の人一人暮らしを促進するには、支援体制、人材の十分な確保ができない限り、難しいと思います。時々、見回りに行く程度では、彼らの心の安定は図れません。一番大切なのは、話したい特にすぐ話を聞いてくれる人がいること、です。
- ・福祉サービスはいくつもあるが、重度でない利用できないものが多い。知的は中度、身体はぎりぎり障害にならない状態だと利用する施設から断わられることがある。（手がかかるので）知的、身体と分けるのではなく、全体の状態で見てほしい。
- ・精神障害者への手当などを充実させてほしい。
- ・都営交通の無料乗車券やタクシー券はとても重宝して利用しており、今後も継続していただきたいと思えます。
- ・親が安心して委ねられるグループホーム、区内の施設の整備に重点的に力を注いでいただきたいです。
- ・難病患者向けのタクシー券が交付されなくなってしまったので、常時バスを利用せざるを得ないので、シルバーパスのようなパスを交付してほしいと思えます。
- ・入所施設を作った時、3年型でその後グループホームへとの話でしたが、自立してグループホームへ行かれる方が何人いるのでしょうか？グループホームも入所されている方が行けるようなものはありません。親も高齢になり、両親で何とか障害のある子を見ていますが、片親になったら1人では無理です。希望している施設は満員です。先の事を考えると不安でいっぱいです。重度の入院施設、重度のグループホームを作ってほしいです。

2. 行政（61件）

- ・長時間の外出が大変で、区の手続きに行く時に苦勞している。援助を受けるための書類が多く、それを揃えるのが大変。
- ・外出困難者が区役所へ申請手続きに行くのは負担。せめて継続手続きは郵送でできる等考慮してほしい。

【資料第6号-2】

- ・自立支援の更新に必要な書類のうち、申請書は窓口にはかないので、平日の日中に取りに行かないといけません。夜間窓口においていただくか、ダウンロードして郵送申請ができるとありがたいです。また、今度家族の難病申請をするのですが、こちらの申請書も、夜間かダウンロードで入手できると助かります。
- ・感音性難聴であるので、区役所の係の人々が代筆したり、大きな声で対応してもらいたい。補聴器の購入に際して充分補助していただきたい。
- ・医療券の更新の際に、他の階から書類を取る必要があるのを、一元化していただけるとありがたいです。
- ・実際に支援をうけており、日頃より大変ありがたく思っております。国、都、区がそれぞれに運用している諸制度の構造がわかりづらく感じており、身近な区役所がワントップ窓口となっていれば、より気軽に様々な相談ができると思っております。
- ・役所からの書類等の内容が、活字を読まなくてもおおまかによいのでわかるようにしてほしい。(点字資料、音声資料の同梱、電話による周知等)
- ・現在は特にありませんが、個人個人に対応したできるだけきめ細かいケアを望みます。具体的には、医師、介助者、看護師(関係者間)等との情報の共有化。特に災害時。
- ・区のカウンターに申請などでうかがった際、職員の方は病名を口に出してほしくない。たまたまとなり(近くに)知人とかいたら、知られてしまうので。
- ・知的障がい者は、他の障がい者に比べて本人の希望・訴えが理解されにくく、他の障がい者より制度の進歩も遅れがちです。又、本人からの意志が伝わりにくいこともあり周囲に良い理解者が必要となります。家族や施設職員だけでなく、行政からも手厚い支援等お願いしたいです。本人からの訴えが無くても、一定の年齢や条件を満たした時は、役所からの連絡・訪問など希望者にはお願いしたいです。

3. 障害・疾患 (36件)

- ・障害の内容が一目で分かるものもあれば、外見からは分り難いものもある。自分は聴覚障害である為、一見では他人に分ってもらえない事がほとんどである。買物やファストフード等、マニュアルだけの会話を早口で対応されても聴き取れない事がしばしばある。視覚障害者に対しては色々工夫された表示や標識が有るが、聴覚障害者を識別、表示する物や対応がほとんど無いように思われる。障害者全体の対策・対応を図っていただきたい。
- ・精神障害者は非常に精神が不安定になりやすく、また長期にわたっての服薬・通院を必要としていると思います。しかし将来への不安(金銭的)から、更に不安になり増々症状が悪くなっていくという悪循環に陥っていくような気がします。しかし就労する勇気がを持つことが難しいです。
- ・私はパーキンソン病で、今のところ何でも出来ますが、物忘れがよくあり、不安になります。今は大丈夫でも、家事が出来なくなったら、自分の事が自分で出来なくなったら、と思うと、とても不安になります。今は大丈夫だし、良いお薬が出来るかも?と思っています。パーキンソン病は筋肉が減ってしまう病気なので、指導して下さる方がいるとありがたいと思います。
- ・内部障害のため、外見から健常者と思われて、職場・外出先で困ることがある。

4. 生活環境 (35件)

- ・文京区のトイレは、新しい施設でもおしり洗いが付いていないので、少しずつ増やして頂けると助かります。
- ・駅などのエレベーターを利用することが多いが、改札口より遠く離れている。バリアフリーであることも大切ですが、移動する距離が短い(最短)ことがとても大切です。ホームの“はっっこ”や“すみっこ”では、そこに行くまでが遠く疲れてしまうので、正直、便利ではないのです。文京区の建物

(様々な) からでも意識改革を進めてほしいです。

- ・私は一人で外に出られません、近くの病院に行く時も道路に自転車が止めてあるので、一緒に連れて行ってくれる人と歩くのはとても大変です。杖が引っかかっても転びそうになるし、商店街などはとても気を使います。
- ・自転車に乗った方が歩道を猛スピードで走行されると脅威を感じます。
- ・歩行の点字ブロックを、道路上のガタガタな場所ではなく、分かりやすく歩行しやすい所に設置してほしい。

5. アンケート (35件)

- ・アンケートの内容が難しい。
- ・ページが多いのに小封筒では送りにくいです。今後は考えてほしいです。
- ・身体 of 行動や知的面に障害がある方をメインに考えた調査だと思うので、参考になる回答ではないかと思っています。聴覚障害には不要なサービスの事ばかりでしたが、しかし聴覚障害にも不便はたくさんあります。その辺、想定した質問はあまりなかったです。
- ・質問が大ざっぱなので、あまり心にひびいてこない面がたくさんありました。個々に必要なことは回答に表われないこともあると思いますので、これからも本人に対しての細かい聞きとりが必要と思われれます。

6. 保健・医療 (27件)

- ・難病でも保険や助成のない方が多勢いると思います。そういう方達に対してもっと優遇するべきではないでしょうか。
- ・精神科へ通院費は無料だが、他の病気の費用が3割でつらい。
- ・特定医療費の制度が変わってから以前は無料だった薬が自己負担となり苦しい。痛み止めの個数をへらしたり、新しい薬を試すのをあきらめたりしています。もし入院した時も食費の負担があるので、病状が悪い時も入院をすることが難しいです。
- ・医療券を持っているが、自己負担で全額を支払っており、実質的には金銭的な補助がない。確かに収入は多いかもしれないが、税金も多く払っており、それに見合う行政からのサービスを受けられていないと感じている。

7. 障害理解 (24件)

- ・パラリンピック等々で障害者に対する認識もずい分変わってきたと思いますが、知的障害者に対してはまだまだずい分格差があると思います。知的障害者に対する差別、偏見が少しでもなくなることを祈っています。
- ・ヘルプマークが作られた事に感謝しております。見た目は健常な方と変わらない為、障害者用のトイレに入りずらくマークを持つまでは家の中にいる事の方が多かったです。最近は体の為にも少しずつ外出するよう心掛けています。
- ・ヘルプマーク、ヘルプカードが一般的になっていないので、外出先で疲れた時に優先席に座っていると、年齢的に若いので変な目でみられる。ヘルプマークが一般的でないので外出時、混雑していても、全然席をゆずってくれない。
- ・「こころのバリアフリー」に期待しています。周囲の理解があれば、私は仕事を失うことも、社会と交わることを避ける必要もなかったと思うからです。
- ・今の日本は発達障害への理解が乏しく、偏見を持っている人が多いと感じています。息子が幼少時よりは良くなっていますが、まだまだです。発達障害は、一見障害者とはわかりにくいので、つらい思いもたくさんしてきています。

【資料第6号-2】

- ・気分障害（うつ）により、意欲が出ないことに加えて言語障害を併発しております。一見してわからない障害を抱えているにもかかわらず、それを言葉で説明することが困難な状況にあります。「見えない障害」に対する理解の拡充、また企業および官公庁への雇用促進施策を積極的に行っていただきたいと要望いたします。

8. 雇用・就労（21件）

- ・精神障害者の就職支援の拡充をお願い致します。
- ・障害の有無を問わない事だと思いが、年齢的に就労先が限られてしまう。限られた就労先で体調に合わせられる所を探そうとしても難しい。よって、経済的に苦しくなり、それがストレスとなり時として体調が悪化する。経済的問題が解消すれば、多少の事は自力で何とか出来ると思う。
- ・作業所の工賃の低さを改善してもらいたいです。賃金が安すぎると仕事に対するモチベーションも低下します。
- ・比較的軽度な障害ですが、長く付き合わなくてはならない障害です。療養が長引くにつれ、経済的な不安が多くなりました。健常者と同程度の仕事をしていても、障害者雇用であるため、収入や手当は健常者に追いつきません。そういった不安や悩みを相談できる機関がほしいです。
- ・混雑時の出勤時間（通勤時間）など、勤務時間の融通が利くように企業へ理解の呼びかけを行って欲しいです。
- ・私は、区の保健サービスセンターや就労支援センターの助言によって、区内の就労継続支援B型事業所へ通い、就労への自信をつけて就労に成功しました。区の資源を完全に使っての就労であり、今なおお世話になっております。区の支援には感謝しております。

9. 情報・相談（20件）

- ・大学病院以外に車椅子で対応してもらえる医院、クリニックがどこなのか情報がない。（歯科など）
- ・居住は文京区で現在の勤務先も文京区ですが、日常生活では区外に出る事も多いため、他区での施策に関する情報も入手できる様になると良いと感じます。
- ・「障害者福祉のてびき」をさらに充実してほしい。
- ・病気について、もう少し相談出来る場があれば良い。

10. 将来（19件）

- ・私は主人もおりますし、娘家族と同居しており、何か困った事があれば相談や話を聞いてくれる人達がおります。しかし、これから生活の変化により老いるばかりですので、この先どうなるかで不安を感じる事があります。
- ・兄弟がいても、親なき後は家族に負担をかけなくてすむように、グループホームや施設の充実をお願いしたいです。
- ・障害者に対する区の施策は、かなり良くなって来ていると思う。それでも親が亡くなった後の事はどうなるのか、障害をお持ちの方、皆さんの心配の種だと思います。これからも、その心配の種が少しでも安心に近づくよう、区の施策を推進して下さい。
- ・障害を持つ我が子に、将来親亡き後が心配でなりません。グループホーム等の充実を希望します。親ができる協力と子供の自立にも力を注ぎます。
- ・とにかくヘルパーさんがいません。どれだけ制度が揃っていても使えなければ無いのと一緒です。家族にとっては切実です。親亡き後、兄弟姉妹にとっても、このままではどんどん仲が悪くなってしまいます。現場に手が届くような支援をお願いします。

11. 災害（12件）

- ・現在の借家が老朽化しているので、災害がおきたときに心配です。一人では外出するのに不安を感じるので、災害時には介助をお願いしたいです。
- ・災害時に家に来ていただけるにしても、どのくらい待ってれば良いか電話をしてほしい。家の場所がわかっているのか心配です。
- ・地震などの災害時にどこの医療機関に行けば透析が出来るか心配です。災害時はどこで透析が出来るか知りたい。
- ・私は精神障害者です。一番心配な事は災害です。言葉の理解ができません。親が居ても誰に相談したらよいのでしょうか。

12. 教育・療育（2件）

- ・障害のある方が偏見に合わぬよう、小さなときから教育してほしい。小さい子は心が柔軟だから、そういうときにしっかり「差別することは恥ずかしいことだ」という認識を持たすことが大切だと思う。「ハンディキャップを持つ」＝「かわいそう」「自分より下」という心を育ててしまうのは大人の責任ではないだろうか。
- ・障害者に対する理解を深める教育を学生の時からする必要がある。

13. その他（81件）

- ・一緒に暮らす親の存在を前提としない、成人障害者の生き方を、特に金銭面からリアルにシミュレートした上で施策を考えてほしいと思います。
- ・文京区は関連の大学など教育機関も多く抱えているので、ぜひ障害をもち、共に暮らす人たちにとって住みやすい区であって欲しいと願っています。
- ・助けるという事は、事が起きてからだけでなく、起きる前にも必要ではないかと考えます。事前に対応出来れば、事後の対応よりもコストもダウン出来るのではないかと考えます。規則以外の事はしない出来ないではなく、内容を精査して新しい前例を作ってこそ前進があると思います。

障害者計画(進行管理対象事業)の進捗状況について 相談支援専門部会 一部抜粋資料

1 自立に向けた地域生活支援の充実

○個に応じた日常生活への支援

(1) 居宅介護 (ホームヘルプ)

・身体介護については、3年間を通して、利用時間は減少傾向であるが、利用者数は増加している。一方、家事援助については、利用時間はほぼ横ばいの状況であり、利用者数は増加傾向である。今後も個々の障害状況を勘案した上で適正なサービス量を決定し、障害者が自立した日常生活を営めるよう支援していく。(事業番号 1-1-1)

(2) 重度訪問介護

・3年間を通して、利用時間は減少傾向、利用者数は増加傾向となっており、どちらも目標値に至らなかった。今後も重度障害者の家族や医療・介護の関係機関との連携に努め、重度障害者が地域で自立した日常生活を営めるよう支援していく。(事業番号 1-1-2)

(3) 短期入所 (ショートステイ)

・【福祉型】については、3年間を通して、利用日数・利用者数ともに増加し、目標値を大幅に上回っている。これは、27年度に区内事業所が開設され、利用者が急増したことによるものと考えられる。

【医療型】については、3年間を通して、利用日数、利用者数ともに減少傾向となっている。これは、区内に医療型短期入所事業所がないことや予約の取りにくさが要因と考えられる。区内の事業所は、【福祉型】の一家所しかなく、曜日によっては、予約の取りにくさも発生しているため、今後は、事業所と連携し、真に利用を希望する方が公平にサービスを受けられる方策を検討していく。(事業番号 1-1-8)

(4) 地域生活支援拠点の整備に向けた検討

・地域生活支援拠点の整備については、面的整備型を前提として、拠点の5機能のうち相談機能の強化に積極的に取り組む方針を決めたところである。相談機能を含む各機能の具体的な対応については、次期障害者計画期間において、引き続き検討・整備を行っていく。(事業番号 1-1-19)

○生活の場の確保

(1) 共同生活援助 (グループホーム)

・福祉施設に入所する障害者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホーム等の生活の場の確保に向けて充実を図っている。3年間を通して、利用者数は微減傾向が見られ、29年度の目標達成率は87%となっている。29年度は、知的障害者の利用者数は増加したが、精神障害者の利用者については、グループホームを退所し、単身生活を始める者の数が多い状況となったため、全体数としては減少した。本人及び家族の高齢化により、

グループホームの入居希望者は、増加することが見込まれるため、社会福祉法人等がグループホームを新設する際の費用を助成し、施設整備を行っていく。(事業番号 1-3-2)

(2) 施設入所支援

・障害者本人及び保護者の高齢化や障害の重度化等に伴い、自宅での介護が困難となった障害者が施設入所支援を利用している。区内の障害者支援施設は、定員に達しており、他の障害者支援施設も入所待ちの状態であるため、3年間を通して、利用者数は130人を超えるくらいで、ほぼ横ばいで推移している。今後も、自宅での介護が困難となり、施設入所を希望する障害者に対して、施設と連携を図りながら、必要な情報を提供するなど支援を行っていく。(事業番号 1-3-3)

○地域生活への移行及び地域定着支援

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

・29年度は、福祉施設入所者で地域生活への移行を希望する者に対し、福祉施設、指定特定相談支援事業所及び障害者基幹相談支援センターと連携し、本人の意向を確認しながら、グループホームへの地域移行を行った。地域移行後も、家族及び関係機関で連携して支援を行ったが、グループホームでの生活を継続することができず、29年度中に従前の施設に戻るようになった。今後も、地域での生活を希望する福祉施設入所者が、自ら選択した地域で生活できるよう、区内のグループホーム等の地域資源の充実を図るとともに、施設、家族及び関係機関と連携して移行支援を行っていく。(事業番号 1-4-1)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

・29年度は、28年度と同様、およそ7割の対象者が再入院をせずに在宅生活を送ることができた。再入院となった対象者については、再入院となる時期が様々であり、退院直後は元より、その後も継続的な支援が必要であると考えられる。引き続き、関連各所と連携し、支援を行っていく。(事業番号 1-4-2)

(3) 精神障害者の地域定着支援体制の強化

・精神科病院退院者などが地域で安定した生活を送るための支援体制強化に向けて、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした実務者連絡会を、年間3回開催した。29年度は、高齢者あんしん相談センターや子ども家庭支援センター等へも参加を呼びかけることで、参加人数の増加及び連携の強化につなげることができた。今後も関連各所へ参加の呼びかけを行っていく。(事業番号 1-4-3)

○生活訓練の機会の確保

(1) 地域活動支援センター

・区内に4か所ある地域活動支援センターでは、障害特性等に応じた創作活動の場を提供し、個々の障害者の状況に合わせて相談支援や食事会等のイベントを行っている。3年間を通して登録者数は増加しており、29年度の登録者数は206人、年間延べ利用者数は18,777人となっている。今後も、利用者の状況に合わせた地域活動ができるよう支援を行っていく。(事業番

号 1-5-2)

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

・3年間を通して、利用者数、利用日数ともに増加傾向であり、29年度は、特に機能訓練の利用日数が目標値を大幅に上回っている。今後は、自立訓練サービスの必要性がある障害者に対して、事業所での支援内容を情報提供することにより、利用に繋げていくとともに、事業所と連携を図りながら、自立訓練利用者に対する相談から期間満了まで一貫した支援を行っていく。（事業番号 1-5-3）

○保健・医療サービスの充実

(1) 障害者・児歯科診療事業

・障害者へ送付する郵送物に周知用チラシを同封するなど広く周知に努めたこと等により、3年間を通して、利用者数が増加傾向にあり、29年度は287人となった。また、29年度は、高次医療機関への紹介が12名、地域かかりつけ医への紹介は、事業開始以降29名であった。本事業を必要とする障害者・障害児等の方に対して、利用促進を図るため、今後も継続して事業周知に努めていく。（事業番号 1-6-3）

(2) 精神保健・難病相談

・精神障害者及び難病患者、家族等に対し、精神科医による専門相談や保健師による相談・家庭訪問を行った。3年間を通して、訪問指導実人数は増加し、29年度は1,560人となっており、目標値を上回っている。今後も引き続き、精神障害者及び難病患者等の総合的な支援を行うため、個別相談の実施や関係機関との連携等に努めていく。（事業番号 1-6-4）

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

○相談支援体制の整備と充実

(1) 計画相談支援

・区内の相談支援専門員の不足により、3年間を通して数値目標の達成率は40%を下回る結果となっているが、29年度は、28年度と比較して、サービス等利用計画作成数は、86件増加し、588件となっている。今後も、障害者・障害児やその家族が計画相談支援を利用し、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を得られるよう、区内及び近隣区等の相談支援事業所と連携を図っていく。（事業番号 2-1-2）

3 障害者が当たり前に働ける就労支援

○就労支援体制の確立

(1) 障害者就労支援の充実

・障害者就労支援センターを中心に、就労に関する相談・支援等を実施しており、面接会への同行、企業実習の支援、余暇支援等を積極的に行った結果、3年間を通して就労継続者数が増加している。現在、職場定着支援やキャリアに関する相談が増えており、障害種別で見ると、精神障害者からの相談が多くなっている。さらに、親の高齢化や家族問題・生活問題等の生活に関する支援も増えており、障害者の職業生活を地域全体で支えていく視点が必要となっている。(事業番号 3-1-1)

(2) 就労促進助成事業

・29年度は、障害者の企業等実習を151日実施しており、28年度と比較すると、企業実習日数は19日減少したものの、目標値は上回っている。また、28人の新規就労者のうち、10人が企業実習先に就労することになった。また、障害者雇用を検討している中小企業が、障害者雇用に取り組みやすいように、文京区中小企業障害者職業体験受入れ助成事業を整備した。今後は、周知方法を検討するとともに、区内の商工団体等と連携し、理解啓発に取り組んでいく。(事業番号 3-1-3)

○職場定着支援の推進

(1) 就業先企業への支援

・障害者の就業先に対して、定期的な企業訪問や電話相談等の雇用継続のための支援を行っており、状況に応じて、東京障害者職業センターで実施しているジョブコーチ派遣事業の活用もしている。企業支援件数について、29年度は、28年度から218件増加し、1,099件となり、目標値に対する達成率は、116%となっている。今後は、精神障害者の就労準備性と企業の雇用管理への丁寧な助言やサポートに力を入れていく。(事業番号 3-2-1)

○福祉施設等での就労支援

(1) 福祉施設から一般就労への移行

・29年度に、障害者就労支援センターを経由し、福祉施設から一般就労への移行した人数は、12人であり、28年度から4人減少した。企業における障害者雇用意欲が依然として高いものの、就労前の準備が必要な者も増えており、施設の種別で見ると、大多数が就労移行支援事業所からの移行であった。就職後の職場定着に向けた支援については、事業所毎に対応の違いがある中、障害者が長く働き続けられるよう、出身施設、就労定着支援事業所、障害者就労支援センター等様々な機関が連携した取り組みを推進していく。(事業番号 3-3-1)

(2) 就労移行支援

・利用者数について、29年度は、28年度から6人増加しているが、利用日数は、424日減少している。就労移行支援事業所に通所を続けて就労を目指している人の利用日数が実績として表れている。ここ数年、近隣区を含め新規事業所が開所し、提供する訓練内容も各事業所で特徴があるため、本人にとって適切な訓練を効果的に受けられるように、事業所との連携を図るとともに、来年度以降は、就労定着支援と組み合わせて障害者の就労を支援していく必要がある。(事業番号 3-3-2)

(3) 就労継続支援 (A 型・B 型)

・利用者数について、29 年度は、28 年度に比べて、A 型事業所、B 型事業所ともに微減となっている。要因としては、ステップアップとして就労移行支援へ切り替える者や、本人にとってより適切な支援が受けられるよう生活介護へ切り替える者がいたことが考えられる。A 型事業所については、区内に事業所数が少ないため、利用希望者の通所先の確保が課題となってくる事が考えられる。B 型事業所については、29 年度にも区内に事業所が 1 か所開設したため、30 年度以降の利用者増加が見込まれる。(事業番号 3-3-3)

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援**○障害のある子どもの健やかな成長****(1) 療育相談の充実**

・教育センターにおいて、総合相談室として、各専門相談や専門訓練を行うことにより、乳幼児期から学齢期への切れ目のない相談・支援を実施した。また、幼稚園・保育園・育成室への発達支援巡回相談の実施や、保健サービスセンター等の関係機関との連携により、早期から相談・療育につながる利用者が増えた。今後も、関係機関と連携しながら、専門的な相談や訓練を実施し、療育相談の充実を図っていく。(事業番号 4-1-3)

○相談支援の充実と関係機関の連携の強化**(1) 児童発達支援センターの運営**

・発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、通園によるグループ療育（児童発達支援、放課後等デイサービス）及び個別機能訓練等（ST, OT, PT, 心理指導）を行うとともに、保護者に向けて相談支援を行った。また、区内の幼稚園・保育園等へ訪問し、地域の障害児やその家族への相談支援及び各関係機関への援助・助言などの地域支援を行った。各事業担当が連携を図ることにより、よりきめ細かい支援を目指した。(事業番号 4-2-1)

(2) 障害児相談支援

・29 年度は、28 年度から障害児相談支援事業者数が 1 か所増となったものの、障害児支援利用計画作成数は 7 件減少し、280 件となっており、引き続き区内の相談支援事業所及び相談支援専門員の数の不足が課題となっている。今後も、利用対象者及びその家族に対して、障害児相談支援の必要性や区内事業所について情報提供するとともに、希望する障害児やその家族が障害児相談支援を利用し、必要な情報の提供やサービスの利用支援等を得られるよう、区内及び近隣区等の相談支援事業所と連携を図っていく。(事業番号 4-2-7)

○乳幼児期・就学前の支援**(1) 児童発達支援**

・3 年間を通して、利用児数・利用日数ともに増加傾向であり、29 年度は目標値を上回っている。29 年度は、区内に新規事業所が 2 か所開設し、教育センター内の児童発達支援を含め複数事業所を併用する児童も増えていることも要因と考えられる。教育センター内の児童発

達支援センターでは、親子、単独通園や就園児グループなど、利用児の状況に合わせたグループに分れ、小集団の中で遊びや様々な経験を重ねることで、生活適応能力の向上などの療育効果が見られている。発達に支援が必要な子どもが増加傾向であるため、今後も、障害の特性や個性に応じた適切な早期療育の支援を充実していく。(事業番号 4-3-1)

(2) 医療型児童発達支援

・29年度は、28年度と比較すると、利用児数は7人減少し、14人となり、利用日数は93日減少し、60日となっている。減少の要因は、医療的ケア児の増加に伴い、年度末に医療型児童発達支援の申請が数件あったことによるものであり、来年度以降の利用者増が予想される。障害児の心身発達のための療育が受けられるよう、医療機関及び相談支援専門員と連携を図り、利用希望者が円滑に通所を開始できるよう支援していく。(事業番号 4-3-2)

(3) 保育所等訪問支援

・文京区内のすべての子どもを対象として、29年4月より、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトを開始した。専門家チームが、区内保育園・幼稚園・児童館・保健サービスセンター等を訪問し、専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても、専門的観点から育児方法を伝えることで、より多くの子どもへの発達促進的支援が可能となった。(事業番号 4-3-3)

○学齢期の支援

(1) 特別支援教育の充実

・29年度は、特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターを中心に、区立小・中学校の教員に対して、校内委員会の活性化、教育と療育の連携など、特別支援教育に関する自校の課題解決のための研修を年5回実施した。また、特別支援教育担当指導員や特別支援学級へ配置している交流及び共同学習支援員等に対して、28年度と同様に、特別支援学校の見学、障害理解などの研修を年6回行い、支援の充実を図った。特別支援学級にとどまらず、全ての学校で特別支援教育の充実のため、合理的配慮協力員や専門家による学校への訪問による研修を実施し、教職員等のスキル向上を図った。(事業番号 4-4-2)

(2) 育成室の障害児保育

・3年間を通して、障害児受入を行う育成室数は増加し続け、29年度は、区内全育成室37室の内36室において、心身に特別な配慮を要する児童82人の入室があり、28年度実績から5室増加した。また、28年度に引き続き指導員のための研修を実施したほか、臨床心理士による巡回指導を受け、個別指導計画の作成を行った。指導員への研修をさらに充実させ、保育の質の向上を図っていく。(事業番号 4-4-3)

(3) 放課後等デイサービス

・3年間を通して、利用児数、利用日数ともに急増し続けた。29年度は、28年度と比較して、利用児数は、67人増加して325人、利用日数は、5,906時間増加して26,382時間となり、目標値を大きく上回っている。教育センターにおいては、引き続き専門職を多く配置し、利用児の個々の特性に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を実施しているところである。しかしながら、区内の事業所において、6か月の指定サービス全部の効力停止の行政処分があり、事業所運営等についての課題も見られた。需要の高いサービスであり利用希望者の増加は、今後も見込まれるため、区として指導検査の機会などに事業所が適切に運営されているか確

認するとともに、個々利用者の状況に応じた適切な支援が行われるよう事業所と連携を図っていく。(事業番号 4-4-9)

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

○心のバリアフリーの推進

- (1) 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
 - ・毎年12月の「障害者週間」を記念した「ふれあいの集い」において、視覚障害者向けに触図会場案内図を新たに作成することで、障害の有無に関わらず、「ふれあいの集い」というものを区民が広く体感できるよう周知を行った。また、29年度は、例年実施している障害者スポーツ「ボッチャ」のデモンストレーションに加えて、スポーツ車椅子試乗体験のブースも新設した。参加者が、普段とは違う仕様の車椅子の試乗体験を通して、実際の障害者スポーツの難しさや楽しさを経験することで、障害者スポーツのさらなる周知・啓発のきっかけとなった。(事業番号 5-2-2)

○地域福祉の担い手への支援

- (1) 手話奉仕員養成研修事業
 - ・手話奉仕員を養成するための手話奉仕員養成研修事業について、3年間を通して研修修了者は緩やかに増加し、29年度は、28年度から3名増加し、165名となった。今後も、引き続き同事業の実施により、手話奉仕員の増加に努めていく。(事業番号 5-6-3)
- (2) 自発的活動支援事業
 - ・障害者自身の社会参加を促すとともに、区民の障害者理解を深めるために、定期的に軽体操教室や料理教室、手話教室等を開催するとともに、成年後見制度の講演会等を実施し、障害者自身の社会参加と区民の障害者理解を促した。今後も、引き続き障害者の自発的活動や区民の障害理解を促す啓発活動に努め、共生社会の実現を図っていく。(事業番号 5-6-8)

事業概要	事業名	福祉施設入所者の地域生活への移行 ☆							事業番号	1-4-1		
	事業内容	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。										
事業実績	数値目標名	単位	26年度実績	27年度			28年度			29年度		
				目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
	移行者数(累計)	人	0	2	0	0%	4	0	0%	6	0	0%
	27年度の成果等	27年度は、1名の福祉施設入所者に対し地域生活への移行支援を図ったが、年度内に地域生活への移行を達成できなかったため、引き続き支援が必要である。また、今後、福祉施設入所者の地域生活移行の促進のために、区内のグループホーム等の地域資源の充実を図るとともに、情報提供を行っていく。										
	28年度の成果等	福祉施設入所者で地域生活移行を希望する者に対し、福祉施設、指定特定相談支援事業所及び障害者基幹相談支援センターと連携し、本人の意向を確認しながら、グループホームの体験入居など地域生活への移行に向けて支援を行い、29年度からグループホームに入居する予定となっている。今後も、障害者が可能な限り地域の中で自立して生活ができるよう、区内のグループホーム等の地域資源の充実を図るとともに、福祉施設入所者の地域生活への移行支援を行っていく。										
29年度の成果等	福祉施設入所者で地域生活への移行を希望する者に対し、福祉施設、指定特定相談支援事業所及び障害者基幹相談支援センターと連携し、本人の意向を確認しながら、グループホームへの地域移行を行った。地域移行後も、家族及び関係機関で連携して支援を行ったが、グループホームでの生活を継続することができず、29年度中に従前の施設に戻るようになった。今後も、地域での生活を希望する福祉施設入所者が自ら選択した地域で生活できるよう、区内のグループホーム等の地域資源の充実を図るとともに、施設、家族及び関係機関と連携して移行支援を行っていく。											

事業概要	事業名	入院中の精神障害者の地域生活への移行 ☆	事業番号	1-4-2
	事業内容	退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、保健師及び地域活動支援センターが、住居や通所訓練施設の確保等の支援を入院中から行い、地域生活への移行を支援する。		
事業実績	3年間の計画事業量	<ul style="list-style-type: none"> ・退院者の地域生活移行の有無について追跡調査を行う。(平成25年度調査対象者数:29人) ・国の退院促進施策により増加が見込まれる退院者に対し、保健師及び地域活動支援センターが地域生活移行のための支援を行う。 		
	27年度の成果等	退院した精神障害者が再入院とならないよう、障害福祉サービス(主に居宅介護)や区独自の地域生活安定化支援事業などで支援を行った。27年度(調査対象は26年度退院者)については、対象者のおよそ8割が在宅生活を続けることができた。		
	28年度の成果等	28年度調査において在宅生活を送ることができた対象者の割合は、27年度からは減少となったが、障害福祉サービス等の利用により、およそ7割が在宅生活を続けることができた。今後は再入院となった原因を分析・考察するとともに、保健師及び地域活動支援センターとの連携に注力していく。		
	29年度の成果等	29年度調査においては、28年度と同様およそ7割の対象者が再入院をせずに在宅生活を送ることができた。再入院となった対象者については、再入院となる時期が様々であり、退院直後は元より、その後も継続的な支援が必要であると考えられる。引き続き、関連各所と連携し支援を行っていく。		

事業概要	事業名	精神障害者の地域定着支援体制の強化 ☆	事業番号	1-4-3
	事業内容	在宅の未治療者及び治療中断者、精神科病院退院者などが地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行う。		
事業実績	3年間の計画事業量	実務者連絡会を年間3回程度開催する予定である。		
	27年度の成果等	7月、10月、2月に連絡会を開催し、講義やグループワークにより、事業所間での連携を図ることができた。 第1回:7月3日(金)開催、29機関46名出席。 第2回:10月27日(金)開催、29機関 49名出席。 第3回:2月29日(月)開催、24機関 31名出席。		
	28年度の成果等	28年度も年3回の連絡会を開催し、講義やグループワークにより、事業所間での連携を図ることができた。参加機関数が減少傾向にあるため、29年度は、テーマ設定等により参加機関数の増加に努める。 第1回:6月17日(金)開催、31機関48名出席。 第2回:10月25日(火)開催、21機関 35名出席。 第3回:2月23日(火)開催、19機関 32名出席。		
	29年度の成果等	29年度も年3回の連絡会を開催した。29年度は、当事者やその家族の高齢化や発症時期の若年化を踏まえ、高齢者あんしん相談センターや子ども家庭支援センター等へも参加を呼びかけ、参加人数の増加及び連携の強化につなげることができた。今後も、関連各所へ参加の呼びかけを行っていく。 第1回:6月28日(水)開催、37機関 53名出席。 第2回:10月25日(水)開催、35機関 53名出席。 第3回:3月1日(木)開催、28機関 37名出席。		

事業概要	事業名	地域移行支援 ☆							事業番号	1-4-4		
	事業内容	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図る。										
事業実績	数値目標名	単位	26年度実績	27年度			28年度			29年度		
				目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
	実利用者数	人	0	10	0	0%	20	1	5%	30	3	10%
	27年度の成果等	27年度は、利用者がいなかったが、引き続き地域移行を進めるため、障害者基幹相談支援センターと会議体を作り、対象者の把握や支援体制構築に向けての現状や課題の情報共有を行った。										
	28年度の成果等	28年度は、障害者基幹相談支援センターだけでなく、庁内関連部署(保健サービスセンター、生活福祉課)を含めた文京区地域移行支援検討会議を開催し、支援体制の構築を行い、1件のサービス利用につなげることができた。今後も、関連部署と連携を図り、サービスの利用につなげていく。										
29年度の成果等	29年度は、3件のサービス利用があり、少しずつではあるが取り組みの成果が上がってきている。引き続き、対象者の把握に努め、文京区地域移行支援検討会議での情報共有や事例検討を通して、支援体制の強化を図っていく。											

事業概要	事業名	地域定着支援 ☆						事業番号	1-4-5			
	事業内容	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図る。										
事業実績	数値目標名	単位	26年度実績	27年度			28年度			29年度		
				目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
	実利用者数	人	4	30	6	20%	40	11	28%	50	13	26%
	27年度の成果等	利用を希望し、その必要性がある障害者に対して支給決定を行った。引き続き、区の独自事業である24時間緊急電話相談等支援事業や地域生活安定化事業などと組み合わせて、サポート体制の充実を図る。										
28年度の成果等	28年度も利用を希望し、その必要性がある障害者に対して支給決定を行った。利用者数も増加しており、今後も地域移行支援サービス利用に併せて増加していくと考えられる。引き続き、地域定着のためのサポート体制の充実を図っていく。											
29年度の成果等	29年度も利用を希望し、その必要性がある障害者に対して支給決定を行った。今後は、平成30年4月から、地域生活を支援するサービスとして自立生活援助サービスが加わるため、個々の利用者の状況に適したサービスを提供し、地域定着を促進していく。											

事業概要	事業名	精神保健・難病相談						事業番号	1-6-4			
	事業内容	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援する。										
事業実績	数値目標名	単位	26年度実績	27年度			28年度			29年度		
				目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
	精神保健相談実施回数	回	48	48	48	100%	48	48	100%	48	48	100%
	精神保健相談延人数	人	115	100	104	104%	100	89	89%	100	105	105%
	訪問指導実人数	人	1,246	1,000	1,375	138%	1,000	1,505	150%	1,000	1,560	156%
	訪問指導延人数	人	4,229	4,000	4,678	117%	4,000	4,240	106%	4,000	4,857	121%
	27年度の成果等	精神障害者とその家族及び区民を対象に、所内において専門医師による個別相談を行った。また、保健師による面接・電話相談・家庭訪問や関係機関との連携などにより、必要な医療や社会資源に結びつけるための働きかけを行った。なお、上記訪問指導の人数には、精神保健・難病に関する面接、電話相談を行った人数も含まれる。										
28年度の成果等	精神的な悩みを抱える区民やその家族を対象に、所内において専門医師による個別相談の実施や、保健師による面接・電話相談、家庭訪問や関係機関との連携などにより、必要な医療や社会資源に結びつけるための支援を行うことができた。 今後も、引き続き個別相談の実施や関係機関との連携等に努めながら、精神障害者及び難病患者等の総合的な支援を行っていく。 (上記訪問指導の人数には、精神保健・難病に関する面接、電話相談を行った人数も含まれる。)											
29年度の成果等	精神的な悩みを抱える区民やその家族を対象に、専門医師による個別相談や保健師による面接・電話相談、家庭訪問等を行った。関係機関との連携が必要な場合には、医療や社会資源に結びつけるための支援を行った。今後も、引き続き精神障害者及び難病患者等の総合的な支援を行うため、個別相談の実施や関係機関との連携等に努める。 (上記訪問指導の人数には、精神保健・難病に関する面接、電話相談を行った人数も含まれる。)											

2. 相談支援の充実と権利擁護の推進

事業概要	事業名	計画相談支援 ☆						事業番号	2-1-2			
	事業内容	障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行う。										
事業実績	数値目標名	単位	26年度実績	27年度			28年度			29年度		
				目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
	サービス等利用計画作成数	件	150	896	349	39%	1,238	502	41%	1,702	588	35%
	27年度の成果等	27年度は、349名の計画相談支援の利用があり、利用者数は前年に比べて2倍以上伸びたが、区内の相談支援事業所数の不足により、数値目標達成には至らなかった。今後も、区内及び近隣区等の相談支援事業所との連携を図りながら、福祉サービス利用者が計画相談支援を利用できるよう支援していく。										
28年度の成果等	28年度は、502名の計画相談支援の利用があった。区内の相談支援専門員の不足により、数値目標の達成には至らなかったが、利用者数は、27年度に比べて着実に伸びた。今後も、障害者・児やその家族が計画相談支援を利用し、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を得られるよう、区内及び近隣区等の相談支援事業所と連携を図っていく。											
29年度の成果等	29年度は、588名の計画相談支援の利用があった。区内に新規事業所が開設されたこともあり、利用者数は、28年度に比べて増加したが、区内の相談支援専門員の不足により、数値目標の達成には至らなかった。今後も、障害者・児やその家族が計画相談支援を利用し、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を受けられるよう、区内及び近隣区等の相談支援事業所と連携を図っていく。											

事業概要	事業名	相談支援事業 ☆					事業番号	2-1-5				
	事業内容	相談支援事業は地域生活支援事業の1つであり、自立生活の促進を図ることを目的に、区の窓口や特定相談支援事業所等において障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。また、相談支援事業の中には、基幹相談支援センターの機能強化事業と住宅入居等支援事業も含まれる。基幹相談支援センターについては、専門職を配置することで機能強化を図り、住宅入居等支援事業については、今後の実施に向け、区の既存の事業も含め検討を行う。										
事業実績	数値目標名	単位	26年度実績	27年度			28年度			29年度		
				目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
	特定相談支援事業者数	箇所	9	10	9	90%	11	11	100%	12	12	100%
	27年度の成果等	基幹相談支援センターに専門職を配置することにより、地域の相談支援事業者との連携強化や、障害者等の状況に応じたきめ細かな相談支援を実施するための機能強化を図った。また、住宅入居等支援事業については、引き続き実施に向けた検討を行う。										
	28年度の成果等	28年度に、指定特定相談支援事業所2か所が新設され、区内の相談支援事業の充実を図った。区内の相談支援事業所数は数値目標数に達し、利用者数は27年度に比べて2倍以上伸びたが、専従の相談支援専門員数は不足している。今後も、区内の相談支援事業所及び相談支援専門員を増やすことにより、障害者・児やその家族に対する相談支援体制の拡充を図っていく。また、住宅入居等支援事業については、居住支援協議会の議論を踏まえ、引き続き実施に向けた検討を行う。										
29年度の成果等	29年度に、指定特定相談支援事業所1か所が新設され、区内の相談支援事業の充実を図った。区内の特定相談支援事業所数は、数値目標数に達しているものの、相談件数は増加傾向にあり、一般相談支援事業所や相談支援専門員数の不足等のため、十分な相談支援体制が確保されていない状況は引き続き生じている。このような課題に対して、今後、地域生活支援拠点の相談機能の強化に関する議論を踏まえ、対応策を検討する。											

「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者・児計画

平成30年度～平成32年度

文京区障害者自立支援協議会
相談支援専門部会
一部抜粋資料



文京区



第1章 計画の策定の考え方

1 計画の目的

- 我が国が平成26年1月に批准した障害者権利条約^{*1}では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。
- 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
- 本区の基本構想では、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」を障害福祉分野の将来像として、その実現に向けた基本的な7つの取組みを示しています。
- これらを受け、ノーマライゼーション^{*2}やソーシャルインクルージョン^{*3}の理念のもと、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが重要です。
- 障害者権利条約及び障害者差別解消法^{*4}で掲げられている障害者に対する合理的配慮^{*5}については、国の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組みを進めていくこととしています。
- 子どもの権利条約^{*6}の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じて適切なサービス等を提供しその人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを越えた柔軟な支援等が求められています。

第 1 章 計画の策定の考え方

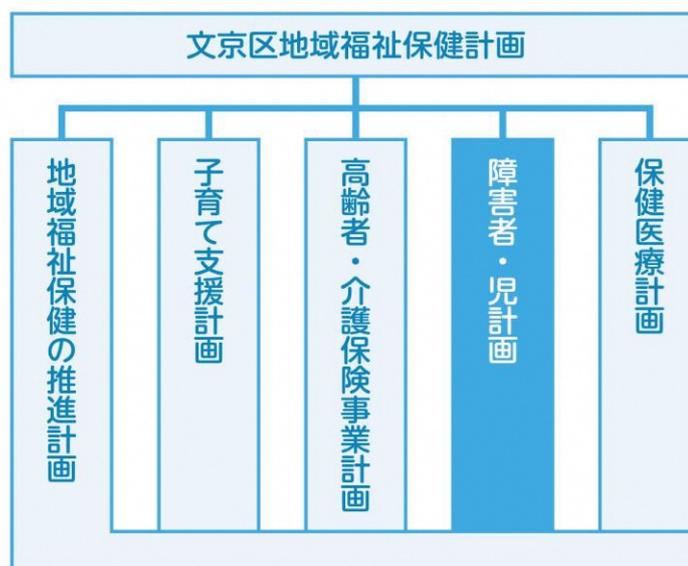
○こうした状況に着実に対応していくため、本区は、平成30年から平成32年までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組みを一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

-
- ※1 **障害者権利条約** 正式名称「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)
 - ※2 **ノーマライゼーション(normalization)** 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。
 - ※3 **ソーシャルインクルージョン(social inclusion)** すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。
 - ※4 **障害者差別解消法** 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
 - ※5 **合理的配慮** 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。
 - ※6 **子どもの権利条約** 正式名称「児童の権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child)

2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。
- また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画であり、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【図1：計画の位置づけ】



【図2：障害者計画及び障害福祉計画の性格】

	法的な位置付け	策定の内容
文京区 障害者・児 計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・障害者総合支援法の各種サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等)の事業量の見込等を示す。
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画。 ・児童福祉法の各種サービス(障害児通所支援、障害児相談支援等)の事業量の見込み等を示す。

3 計画の期間

○本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とし、平成32年度に見直しを行います。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
文京区基本構想(平成22年～平成32年)				
文京区基本構想実施計画				
前期計画		文京区地域福祉保健計画 文京区障害者・児計画		

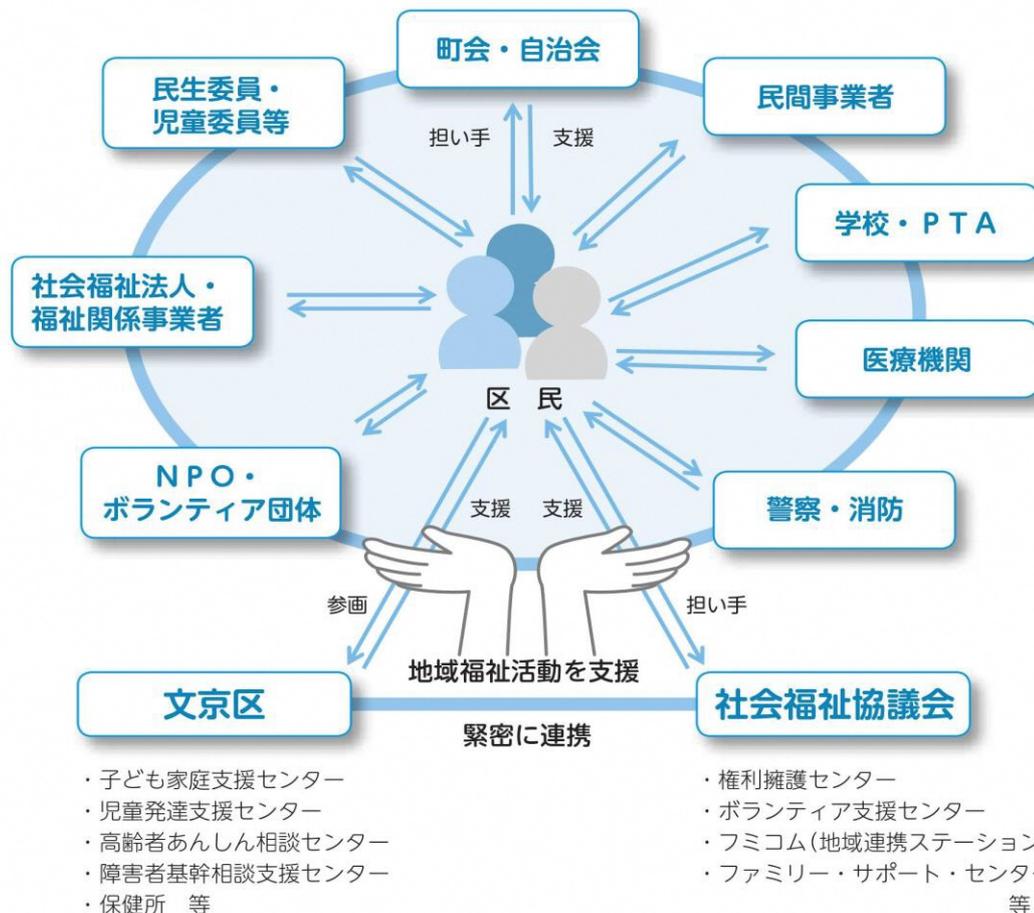
4 計画の推進に向けて

(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

- 地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。
- 本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。
- 区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を促進し、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図：地域福祉保健の推進に向けてのイメージ】

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



第2章

計画の基本理念・基本目標

○本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ^{*7}を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

※7 **ダイバーシティ(diversity&inclusion)** 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。



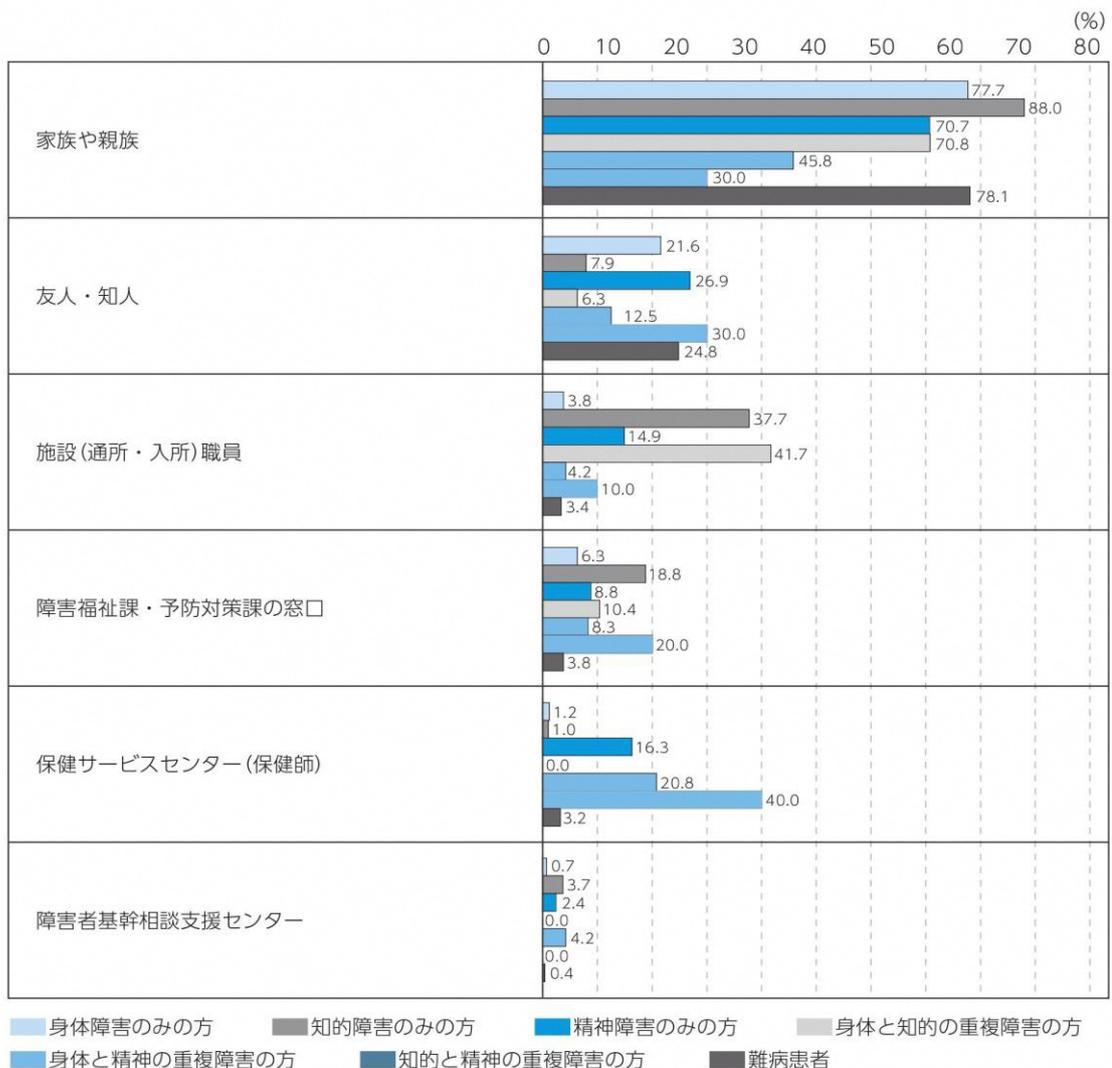
(3) 相談支援と権利擁護について

○困ったときの相談相手(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「家族や親族」で、次いで「友人・知人」、「障害福祉課・予防対策課の窓口」となっています。

これ以外の項目では、「施設(通所・入所)職員」で身体と知的の重複障害の方が41.7%、知的障害のみの方が37.7%と多く答えています。同様に、「保健サービスセンター(保健師)」では知的と精神の重複障害の方が40.0%、身体と精神の重複障害の方が20.8%と多く答えています。

【図表：困ったときの相談相手(在宅の方)】



第5章 計画の体系

【体系の記載例】

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期*
1 まちのバリアフ リーの推進	(1) 文京区バリアフリー基本構想の推進	▶			
	2 道のバリアフリーの推進	▶			

【計画事業について】

- ・番号：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・()付番号：進行管理の対象外の事業です。
- ・他の分野別計画で進行管理の対象とする事業は、計画事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地：地域福祉保健の推進計画
子：子育て支援計画
保：保健医療計画
- ◆：第5期障害福祉計画(平成30年度～32年度)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

※高齢期については、65歳以上と40歳以上65歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。

1 自立に向けた地域生活支援の充実

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 個に応じた 日常生活への 支援	1 居宅介護(ホームヘルプ)◆	▶			
	2 重度訪問介護◆	▶			
	3 同行援護◆	▶			
	4 行動援護◆	▶			
	5 重度障害者等包括支援◆	▶			
	6 生活介護◆	▶			
	7 療養介護◆	▶			
	8 短期入所(ショートステイ)◆	▶			
	(9) 補装具費の支給	▶			
	10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆	▶			
	11 手話通訳者設置事業◆	▶			
	12 日常生活用具給付◆	▶			
	13 移動支援◆	▶			
	14 日中短期入所事業◆	▶			
	(15) 緊急一時介護委託費助成	▶			
	16 短期保護	▶			
	17 福祉タクシー	▶			
	18 地域生活安定化支援事業	▶			
	19 日中活動系サービス施設の整備	▶			
	20 地域生活支援拠点の整備◆	▶			
	(21) 共生型サービス	▶			

第5章 計画の体系

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
2 事業者への 支援・指導	(1) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進	▶	▶	▶	▶
	(2) 障害福祉サービス事業者等への指導・監査	▶	▶	▶	▶
	(3) 障害者施設職員等の育成・確保	▶	▶	▶	▶
	4 障害福祉サービス等事業者連絡会の運営	▶	▶	▶	▶
3 生活の場の 確保	1 グループホームの拡充	▶	▶	▶	▶
	2 共同生活援助(グループホーム)◆	▶	▶	▶	▶
	3 施設入所支援◆	▶	▶	▶	▶
	4 自立生活援助◆	▶	▶	▶	▶
	(5) 居住支援の推進	▶	▶	▶	▶
4 地域生活への 移行及び 地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆	▶	▶	▶	▶
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行◆	▶	▶	▶	▶
	3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆	▶	▶	▶	▶
	4 精神障害者の地域定着支援体制の強化	▶	▶	▶	▶
	5 地域移行支援◆	▶	▶	▶	▶
	6 地域定着支援◆	▶	▶	▶	▶
5 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業	▶	▶	▶	▶
	2 地域活動支援センター◆	▶	▶	▶	▶
	3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)◆	▶	▶	▶	▶
	4 難病リハビリ教室	▶	▶	▶	▶
6 保健・医療 サービスの充実	(1) 自立支援医療	▶	▶	▶	▶
	(2) 難病医療費助成	▶	▶	▶	▶
	(3) 障害者(児)歯科診療事業	▶	▶	▶	▶
	(4) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	▶	▶	▶	▶
	5 精神保健・難病相談	▶	▶	▶	▶
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給	▶	▶	▶	▶
	(2) 児童育成手当の支給	▶	▶	▶	▶
	(3) 利用者負担の軽減	▶	▶	▶	▶

2 相談支援の充実と権利擁護の推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	(1) 総合的な相談支援体制の構築	▶	▶	▶	▶
	2 計画相談支援◆	▶	▶	▶	▶
	3 地域移行支援◆ 【再掲1-4-5】	▶	▶	▶	▶
	4 地域定着支援◆ 【再掲1-4-6】	▶	▶	▶	▶
	5 相談支援事業◆	▶	▶	▶	▶
	6 地域自立支援協議会の運営	▶	▶	▶	▶
	(7) 障害者基幹相談支援センターの運営	▶	▶	▶	▶
	(8) 身体障害者相談員・知的障害者相談員	▶	▶	▶	▶
	(9) 障害福祉サービス等の情報提供の充実	▶	▶	▶	▶
	10 地域安心生活支援事業 保2-3-2	▶	▶	▶	▶
	(11) 意思決定支援の在り方の検討	▶	▶	▶	▶
	12 小地域福祉活動の推進 地1-1-1	▶	▶	▶	▶
	(13) 民生委員・児童委員による相談援助活動 【再掲5-6-5】	▶	▶	▶	▶
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進 地3-3-1	▶	▶	▶	▶
	2 成年後見制度の利用促進◆ 地3-3-4	▶	▶	▶	▶
	(3) 法人後見の受任	▶	▶	▶	▶
	(4) 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	▶	▶	▶	▶
	(5) 障害者・児童虐待防止対策支援事業	▶	▶	▶	▶
	6 障害者差別解消支援地域協議会の運営	▶	▶	▶	▶

3 障害者が安心して働き続けられる就労支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 障害者就労支援の充実	▶	▶	▶	▶
	(2) 就労支援ネットワークの構築・充実	▶	▶	▶	▶
	3 就労促進助成事業	▶	▶	▶	▶
2 職場定着支援の 推進	1 就業先企業への支援	▶	▶	▶	▶
	2 安定した就業継続への支援	▶	▶	▶	▶
	(3) 就労者への余暇支援	▶	▶	▶	▶
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行◆	▶	▶	▶	▶
	2 就労移行支援◆	▶	▶	▶	▶
	3 就労継続支援(A型・B型)◆	▶	▶	▶	▶
	4 就労定着支援◆	▶	▶	▶	▶
	(5) 福祉的就労の充実	▶	▶	▶	▶
	(6) 障害者施設優先調達法に基づいた物品調達の推進	▶	▶	▶	▶
	7 日中活動系サービス施設の整備 【再掲1-1-19】	▶	▶	▶	▶
4 就労機会の拡大	(1) 区の業務における就労機会の拡大	▶	▶	▶	▶
	(2) 障害者雇用の普及・啓発	▶	▶	▶	▶
	(3) 地域雇用開拓の促進	▶	▶	▶	▶

第5章 計画の体系

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 障害のある 子どもの 健やかな成長	1 乳幼児健康診査 保1-4-2	▶			
	2 発達健康診査	▶			
	(3) 総合相談事業の充実	▶	▶		
	(4) 発達に関する情報の普及啓発	▶			
	(5) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【再掲1-6-4】	▶	▶	▶	
2 相談支援の 充実と 関係機関の 連携の強化	1 児童発達支援センターの運営	▶	▶		
	(2) 多様な支援機関の連携	▶	▶		
	3 医療的ケア児支援体制の構築◆	▶	▶	▶	
	4 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置◆	▶	▶		
	(5) 継続支援体制の充実	▶	▶		
	(6) 個別の支援計画の作成	▶	▶		
	(7) 専門家アウトリーチ型支援	▶	▶		
	8 障害児相談支援◆	▶	▶		
	9 医療的ケア児在宅レスパイト事業	▶	▶		
	10 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討◆	▶	▶		
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援◆	▶	▶		
	2 医療型児童発達支援◆	▶	▶		
	3 居宅訪問型児童発達支援◆	▶	▶		
	4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲4-5-9】	▶	▶		
	5 保育園障害児保育	▶	▶		
	6 幼稚園特別保育	▶	▶		
	7 就学前相談体制の充実	▶	▶		
	(8) 総合相談事業の充実【再掲4-1-3】	▶	▶		
	(9) 専門家アウトリーチ型支援【再掲4-2-7】	▶	▶		
4 学齢期の支援	(1) 総合相談事業の充実【再掲4-1-3】	▶	▶		
	2 特別支援教育の充実	▶	▶		
	(3) 育成室の障害児保育	▶	▶		
	4 バリアフリーパートナー事業	▶	▶		
	(5) 個に応じた指導の充実	▶	▶		
	(6) 交流及び共同学習支援員配置事業	▶	▶		
	(7) 特別支援教育担当指導員配置事業	▶	▶		
	(8) 専門家アウトリーチ型支援【再掲4-2-7】	▶	▶		
	9 放課後等デイサービス◆	▶	▶		
	10 居宅訪問型児童発達支援【再掲4-3-3】	▶	▶		
5 障害の有無に 関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり	1 保育園障害児保育【再掲4-3-5】	▶	▶		
	2 幼稚園特別保育【再掲4-3-6】	▶	▶		
	(3) 育成室の障害児保育【再掲4-4-3】	▶	▶		
	(4) 交流及び共同学習支援員配置事業【再掲4-4-6】	▶	▶		
	(5) ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)	▶	▶		
	(6) 子育てひろば	▶	▶		
	(7) 児童館	▶	▶		
	(8) b-lab(文京区青少年プラザ)	▶	▶		
	9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	▶	▶		

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 まちの バリアフリーの 推進	(1) 文京区バリアフリー基本構想の推進				
	2 道のバリアフリーの推進 地2-1-1				
	(3) 文京区福祉のまちづくりに係る 共同住宅等整備要綱に基づく指導				
	(4) 総合的自転車対策の推進				
	(5) 公園再整備事業				
	6 公衆・公園等トイレの整備事業 地2-1-6				
	(7) コミュニティバス運行				
	(8) ごみの訪問収集				
2 心の バリアフリーの 推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業)◆				
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実				
	(3) 障害者事業を通じた地域参加				
	(4) 障害者差別解消に向けた取組の推進				
3 情報の バリアフリーの 推進	(1) 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進				
	(2) 情報バリアフリーの推進				
	(3) 図書館利用に障害のある方への 図書館資料の貸出				
4 防災・安全 対策の充実	(1) ヘルプカードの普及・啓発				
	(2) 避難行動要支援者への支援				
	3 福祉避難所の拡充 地3-4-4				
	(4) 避難所運営協議会の運営支援				
	5 災害ボランティア体制の整備 地3-4-3				
	6 耐震改修促進事業 地3-4-5				
	7 家具転倒防止器具設置費用助成 地3-4-6				
	(8) 緊急通報・火災安全システムの設置				
5 地域との交流 及び文化活動・ スポーツ等への 参加支援	(1) 障害者事業を通じた地域参加 【再掲5-2-3】				
	(2) 地域に開かれた施設運営				
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【再掲5-2-2】				
	(4) 心身障害者・児レクリエーション				
	(5) 障害者スポーツ等の推進				
6 地域福祉の 担い手への 支援	1 ボランティア活動への支援 地1-1-3				
	2 手話奉仕員養成研修事業				
	3 ふれあいいいきサロン 地1-1-6				
	4 ファミリー・サポート・センター事業 子3-1-3				
	(5) 民生委員・児童委員による相談援助活動				
	(6) 話し合い員による訪問活動				
	7 自発的活動支援事業◆				
	(8) 地域活動情報サイト				

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

計画の方針

障害者の相談内容に応じた確かな支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所や保健所、相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。併せて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組みや障害者差別解消への取組みについて一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及啓発や障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における障害者差別解消のための条例に関する検討等、障害者の権利擁護についての取組みを推進していきます。



2-1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、自己決定が困難な障害者に対する意思決定支援の方法等について検討を行っていきます。

※子どもに関する相談支援の充実については、後述の「4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化」に記載しておりますので、併せてご覧ください。

事業名	2-1-1 総合的な相談支援体制の構築			
事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-2 計画相談支援◆				
事業概要	障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行う。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	計画作成者数	502人	622人	682人	742人
	計画作成割合	53%	60%	64%	67%
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※計画作成者数とは、サービス等利用計画案が作成された人数(セルフプランは除く)のこと。

事業名	2-1-3 地域移行支援◆【1-4-5 再掲】
-----	-------------------------

事業名	2-1-4 地域定着支援◆【1-4-6 再掲】
-----	-------------------------

第6章 計画事業

事業名	2-1-5 相談支援事業◆				
事業概要	<p>区の窓口や指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所等において、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談事業者等への助言・人材育成等により地域の相談体制の機能強化を図る。</p>				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	特定相談支援事業者数	11箇所	12箇所	13箇所	14箇所
	機能強化事業の実施の有無	実施	実施	実施	実施
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	2-1-6 地域自立支援協議会の運営				
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。</p> <p>また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。</p>				
3年間の事業量	<p>地域自立支援協議会 12回(年4回)</p> <p>相談支援専門部会 9回(年3回)</p> <p>就労支援専門部会 9回(年3回)</p> <p>権利擁護専門部会 12回(年4回)</p> <p>障害当事者部会 15回(年5回)</p>				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営			
事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員			
事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実			
事業概要	障害者制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報が探しやすいホームページ作りを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-10 地域安心生活支援事業(保2-3-2)			
事業概要	精神障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日を含め24時間緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

第6章 計画事業

事業名	2-1-11 意思決定支援の在り方の検討			
事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会相談支援専門部会等において、支援体制等について検討を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-12 小地域福祉活動の推進(地1-1-1)			
事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取り組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援のしくみづくり」を行い、地域の支えあい力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>			
3年間の 事業量	8名体制になった地域福祉コーディネーターが中心になり、空き家・空き室・空きスペースなどを活用し、誰もが参加できる地域の居場所づくりを進めていく。その居場所を拠点として、住民同士の交流や支え合い、みまもり活動のサポートを行う。今後は常設の居場所を支援する仕組みを検討していく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【5-6-5再掲】			
-----	------------------------------------	--	--	--

第7章

障害福祉計画等における成果目標

国は、障害者総合支援法に基づく第5期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第1期障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるよう基本指針を示しています。

基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備」の5点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を明確に示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

これに基づき本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合性を図りながら、平成32年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること
- ② 32年度末の施設入所者数を、28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減すること

◆本区における施設入所支援利用者は、平成28年度末時点で131人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、平成32年度末における地域生活移行者数8人と施設入所支援利用者数131人を目標として地域生活への移行の取組みを進めていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

◆本区では、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる専門的知識を持った関係者が参加する協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り等)を整備した拠点を平成32年度までに少なくとも1か所整備することとしています。

◆本区では、地域の課題や資源等の実情を勘案し、地域自立支援協議会や関係機関等と協議しながら、平成32年度末までの整備に向けて検討を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

基本指針では、平成32年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として設定することとしています。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値についても以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業利用者数	32年度末利用者が28年度末利用者数の2割以上増加すること
事業所ごとの就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す
職場定着率	就労定着支援事業所による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指す

◆本区においては、平成28年度は16人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、平成32年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、平成28年度実績の1.5倍の24人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

【表：各事業の1月あたりの利用者数及び利用量一覧】

		28年度実績	30年度	31年度	32年度	
訪問系サービス	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	135	138	141	145
		延利用時間	907	1,090	1,111	1,138
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	137	140	143	147
		延利用時間	803	893	910	933
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	80	82	83	84
		延利用時間	419	464	470	475
	重度訪問介護	実利用者数	28	32	32	32
		延利用時間	4,623	5,582	5,582	5,582
	同行援護	実利用者数	77	81	83	85
		延利用時間	1,977	2,005	2,019	2,033
行動援護	実利用者数	1	2	2	2	
	延利用時間	7	60	60	60	
重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1	
	延利用時間	0	414	414	414	
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数	249	261	268	275
		延利用日数	4,611	4,785	4,913	5,042
	自立訓練(機能訓練)	実利用者数	6	8	9	10
		延利用日数	34	46	52	58
	自立訓練(生活訓練)	実利用者数	15	22	26	31
		延利用日数	110	161	191	227
	就労移行支援	実利用者数	98	108	113	118
		延利用日数	976	1,080	1,130	1,180
	就労継続支援A型	実利用者数	26	32	35	39
		延利用日数	299	362	398	438
	就労継続支援B型	実利用者数	258	274	282	290
		延利用日数	3,402	3,610	3,718	3,829
	就労定着支援	実利用者数	—	1.3	1.5	1.6
療養介護	実利用者数	10	10	10	10	
短期入所(福祉型)	実利用者数	113	139	153	167	
	延利用日数	310	392	433	474	
短期入所(医療型)	実利用者数	6	8	9	10	
	延利用日数	26	35	39	43	
サービス 居住系	共同生活援助	実利用者数	116	125	128	131
	施設入所支援	実利用者数	131	131	131	131
	自立生活援助	実利用者数	—	0.3	0.4	0.5
相談支援	計画相談支援	計画作成者数	42	52	57	62
	地域移行支援	実利用者数	0.1	0.5	0.7	0.8
	地域定着支援	実利用者数	0.9	2.4	3.8	6.2
	障害児相談支援	計画作成者数	24	29	32	35
障害児通所支援	児童発達支援	実利用者数	183	219	230	242
		延利用日数	820	904	950	997
	医療型児童発達支援	実利用者数	3	7	9	11
		延利用日数	13	30	38	47
放課後等デイサービス	実利用者数	258	341	375	413	
	延利用日数	1,706	3,410	3,750	4,130	

※地域生活支援事業の見込み量等については、第6章をご参照ください。

4 障害福祉計画等の進行管理

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において実施し、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

平成30年度定例会議の進め方について

1 概要

(1) 目的

- ・地域の相談支援ネットワークの強化、研修機能、地域の足りない資源を吸い上げて課題を相談支援専門部会へ提言していく。
- ・相談支援を行う上で必要な情報共有やスキルアップを図る。
- ・事例について、問題解決に寄与できるよう議論を深めていく。
- ・事例や会議内容から出てくる課題についても、一定の整理ができるようにする。

(2) 開催方法

- ・相談支援を行っている事例を中心に、事例検討を行う。
- ・相談支援を行う上で必要な情報共有やスキルアップを図るといった目的に合致する内容で実施をする。
- ・固定のメンバーを選出する。呼びかけの対象は地域自立支援協議会の関係する事業所（自立支援協議会から退任した場合も含む）とサービス等利用計画を作成している事業所とし、各事業所から固定のメンバーを出してもらい、原則として固定の委員が出席する。

<対象事業所> 計23名

文京地域生活支援センターあかり・エナジーハウス・東京カリタスの家（成人・児童）・本郷の森
東大DH・文京槐の会・相談支援事業所ふくろう・工房わかぎり・本郷福祉センター
大塚福祉作業所・小石川福祉作業所・リアン文京・文京区教育センター・トチギ介護サービス
文京区社会福祉協議会・スタジオIL文京・リバーサル・富坂子どもの家・ケアワーク東京
訪問看護ステーションけせら・だんござかハウス・相談支援事業所リリーフ

- ・貴重な学びの機会であるため、各事業所から、他の職員が傍聴参加することも認める。（個人情報への留意については「留意点」参照）
- ・原則の参加者は上記の通りだが、会議の内容及び目的によっては上記の傍聴者以外にも参加を認める。
- ・定例会議には、スーパーバイズのできる方に参加して頂く（自立支援協議会会長及び副会長、障害福祉課長など）。
- ・相談支援専門部会の部会長・副会長にも参加してもらい部会と定例会議の連動を図る。
- ・オブザーバーとして保健サービスセンターの保健師、障害福祉課の各福祉司にも参加して頂く。
- ・相談支援専門部会委員は、希望により参加可能。

(3) 開催内容案

例：H29年度リーダー会議での意見内容

- ①地域生活支援拠点等の整備に向けて検討する。

- ②支援者同士がお互いの支援内容を理解し、ネットワーク構築に活かす。
- ③定例会議の内容について、如何に自分ごととして考え、実践に移し、支援に繋がれるかを検討する。

地域課題例：H29年度定例会議にて表出した課題

- ①アウトリーチ支援の必要性
- ②住まいや居場所の必要性
- ③ネットワーク(連携)の構築

進め方

- ・会議開催時間は2時間を上限とする。
- ・会議内容により、都度進め方が変わるため、開催案内にて記載する。

2 定例会議の運営について

(1) 運営方法

- 参加する事業所で3つの事務局グループを作る。
- グループで1回の定例会議を担当し、会議内容の企画、検討と会議の運営（事例の決定、通知、当日の進行、司会（ファシリテーター）、記録の整理など）を行う。
- 各グループは会議の運営を検討するため、開催日事前に集まり運営方法を話し合う。
(グループ構成) ◎はリーダー、○はサブリーダー
- A ◎大塚福祉作業所、○みんなの部屋、工房わかざり、文京区教育センター、東大DH、トチギ介護サービス、银杏企画三丁目移行分室、リアン文京
- B ◎だんござかハウス、○文京地域生活支援センターあかり、カリタス翼訪問看護ステーションけせら、リバーサル、小石川福祉作業所相談支援事業所ふくろう
- C ◎スタジオ IL 文京、○本郷福祉センター(若駒の里)、ケアワーク東京、富坂子どもの家、文京槐の会、文京区社会福祉協議会、相談支援事業所リリーフ、エナジーハウス

(2) 開催日程

- 原則として、年3回開催とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			A		B			C			

※アルファベットのグループが、運営や会議内容の企画検討などを行う。

3 留意点

◎個人情報については、相当な留意が必要である。

- 事例は匿名とし、資料は終了後に回収する。
- 可能な限り、本人に事例検討を行うことの許可を得る。
- 守秘義務について参加職員の十分な認識が必要である。名簿に守秘義務についても記載し、出欠確認と合わせて記名をお願いする。

- 必要に応じて録音することがあるが、会議のまとめを作成するためのみに使用する。

平成30年度定例会議 固定メンバー名簿

グループ	No	出席者(敬称略)	名称	役割	連絡先アドレス
A	1	東瀬戸 徹	大塚福祉作業所	リーダー	
	2	江川 葉子	東京カリタスの家 地域活動支援センター みんなの部屋	サブ リーダー	
	3	天川 美帆	工房わかぎり		
	4	武田 瑞穂	文京区教育センター		
	5	石橋 綾	東京大学医学部デイホスピタル		
	6	川村 敏子	トチギ介護サービス		
	7	藤松 由華	銀杏企画三丁目		
	8	安部 優	リアン文京		
B	9	豊島 竜哉	だんござかハウス	リーダー	
	10	黒澤 由枝	文京地域生活支援センターあかり	サブ リーダー	
	11	阿部 智子	訪問看護ステーションけせら		
	12	向井 崇	カリタス翼		
	13	中村 澄子	リバーサル		
	14	中川 正人	小石川福祉作業所		
	15	金子 宏之	指定特定相談支援事業 ふくろう		
C	16	関根 義雄	スタジオIL文京	リーダー	
	17	田中 弘治	本郷福祉センター(若駒の里)	サブ リーダー	
	18	本加 美智代	ヘルパーステーション ケアワーク東京		
	19	勝間田 万喜	富坂子どもの家		
	20	高谷 通代	文京槐の会		
	21	江波 真奈美	文京区社会福祉協議会		
	22	小門 修吾	リリーフ		
	23	鈴木 淳	エナジーハウス		
スーパー バイザー	1	高山 直樹	東洋大学 教授	会長	
	2	志村 健一	東洋大学 教授	副会長	
	3	阿部 英幸	文京区障害福祉課 課長		
相談支援 専門部会	1	樋口 勝	サポートセンターいちよう	部会長	
	2	北原 隆行	は〜と・ピア	副部会長	
オブ ザーバー	1	障害福祉課 身体障害者福祉司・知的障害者福祉司			
	2	保健サービスセンター 保健師			
事務局	1	海老名 大			
	2	菊池 景子			文京区障害者基幹相談支援センター
	3	鈴木 聖人			